

第6次（令和4～8年度）
県工事事務事故防止対策推進計画



令和4年3月
宮城県

はじめに

建設産業は、経済発展を支える社会基盤の整備という重要な役割を担う基幹産業であるとともに、災害時等に「地域の守り手」として、県民生活を支える重要な役割を担って頂いております。

しかし、厳しい気象条件など様々な環境下における作業であるため、他の産業よりも労働災害の発生率が高いという側面も持っています。県発注工事においても、毎年数十件の労働災害が発生しており、うち数名の尊い命が失われています。

労働災害の発生は、被災者、その家族、企業等に多くの損害や不利益をもたらします。これを未然に防いで工事の安全を確保することは、魅力ある産業として発展していく上で、非常に重要な課題です。

本県においては、昭和53年に「県工事事務防止対策委員会」を設置し、安全管理体制の整備をはじめ、各工事現場における安全点検や安全管理に関する研修の実施等、労働災害の防止に取り組んでいます。また、事故防止対策を総合的かつ計画的に進めるため、平成8年に第1次県工事事務防止対策推進計画（5カ年計画）が策定されて以来、5次にわたって、種々の施策を実施して事故防止に努めてきました。

この第6次県工事事務防止対策推進計画は、これまでの取り組みを踏まえつつ、労働災害と建設業の現状、それらを取り巻く社会情勢の変化に伴う様々な課題に対応した計画の見直しを図ったものです。

県発注工事に携わる皆様が、県工事事務防止対策推進計画に基づいて種々の安全活動を実施し、県工事の労働安全衛生がより一層向上することを期待いたします。

宮城県県工事事務防止対策委員会会長

も く じ

第1章 背 景

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第1節 | 建設業の現状 | 1 |
| 第2節 | 県発注工事における労働災害の現状 | 9 |
| 第3節 | 第5次県工事事務事故防止対策推進計画の実施状況 | 21 |
| 第4節 | 労働災害防止等に向けた国等の動き | 32 |

第2章 課 題

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 第1節 | 建設業の現状から見た課題 | 36 |
| 第2節 | 県発注工事における労働災害の現状から見た課題 | 37 |
| 第3節 | 第5次県工事事務事故防止対策推進計画の実施状況から見た課題 | 40 |
| 第4節 | 労働災害防止等に向けた国等の動きを踏まえた対応 | 41 |
| 第5節 | 分析と課題解決に向けた方向性 | 43 |

第3章 県工事事務事故防止対策推進計画

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 第1節 | 目 的 | 47 |
| 第2節 | 基本方針 | 47 |
| 第3節 | 計画期間 | 47 |
| 第4節 | 重点施策 | 47 |
| 第5節 | 目 標 | 47 |
| 第6節 | 事業計画 | 49 |
| 1 | 安全文化の創造 | 49 |
| (1) | 法令等の遵守 | 49 |
| | ①工事現場安全点検等の実施（継続） | |
| | ②安全衛生管理計画等の指導徹底（継続） | |
| | ③元請負業者と下請負業者との適正な契約締結の徹底（拡充） | |
| | ④安全衛生管理の手引きの活用（継続） | |

| | |
|---|----|
| (2) 研修機会の拡充 | 51 |
| ①安全講習会等の実施（拡充） | |
| ②安全管理研修の実施（拡充） | |
| ③労働安全衛生マネジメントシステムの普及（継続） | |
| ④継続教育（CPD）の普及（継続） | |
| (3) 安全情報の一般公開 | 52 |
| ①工事現場のオープン化（継続） | |
| ②安全情報公開の促進（継続） | |
| (4) 優れた施工業者の選定 | 53 |
| ①入札制度における安全管理の評価（継続） | |
| ②工事成績への適正な加点（継続） | |
| ③工事関係者の表彰（継続） | |
| ④安全管理措置の不徹底に対する罰則（継続） | |
| 2 労働災害の防止 | 54 |
| (1) 労働災害の予防 | 54 |
| ①リスクアセスメントの実施に向けた取組（継続） | |
| ②快適な職場環境づくりに向けた取組（拡充） | |
| ③安全作業を可能とする新技術・新工法の積極的な活用（拡充） | |
| ④自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における 安全管理の徹底（継続） | |
| (2) 労働災害の再発防止 | 56 |
| ①事故調査（拡充） | |
| ②建設工事事務データベース等の活用（継続） | |
| (3) 工事発注者としての取組 | 57 |
| ①安全を考慮した適正な経費の負担（継続） | |
| ②適切な工期の設定及び工事発注の平準化（拡充） | |
| ③施工条件や工事内容の変更への対応（継続） | |
| ④安全管理の設計審査（継続） | |
| ⑤建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上（拡充） | |
| 3 安全管理体制の充実 | 59 |
| (1) 安全管理体制の充実 | 59 |
| ①安全管理監督職員の配置（継続） | |
| ②事業計画の評価・改善（継続） | |
| ③専門家や関係機関との連携（継続） | |

| | |
|---------|----|
| 付録 用語解説 | 60 |
|---------|----|

第1章 背景

第1節 建設業の現状

近年の社会・経済状況は大きな転換期を迎えており、人口の本格的な減少と高齢化、地域経済・社会の持続可能性の確保、大規模化・多様化する自然災害や新型コロナウイルス感染症などさまざまな問題に直面しています。

本県の建設業における現状は、東日本大震災から11年が経過し、復興需要の収束に伴う建設投資額の大幅な減少や、就業者の高齢化、生産年齢人口の減少に伴う担い手の確保などの課題に加え、今後、ICTを活用し現場の生産性を向上させる i-Construction の取組や週休2日制導入による働き方改革の推進など、従来の産業構造を大きく変える転換期を迎えています。

特に、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が強く求められており、受発注者双方による建設業の就労環境の改善に向けた取組を推進していくとともに、魅力ある仕事の間として中長期的な担い手の確保を進めていくことが求められています。

さらには、地域インフラの整備、維持管理等を支えるとともに、近年、頻発化・激甚化する自然災害時などの最前線で安全・安心の確保を担う「地域の担い手」としての役割も永続的に担うことが期待されています。

1 県内総生産

県内総生産に占める建設業の割合は、震災前は建設投資の減少により、5%台まで落ち込んでいましたが、震災後は復興需要により増加し、平成27年度には10.8%まで増加しました。その後、年々減少しており、令和元年には、7%台まで下がっています。(図1-1)

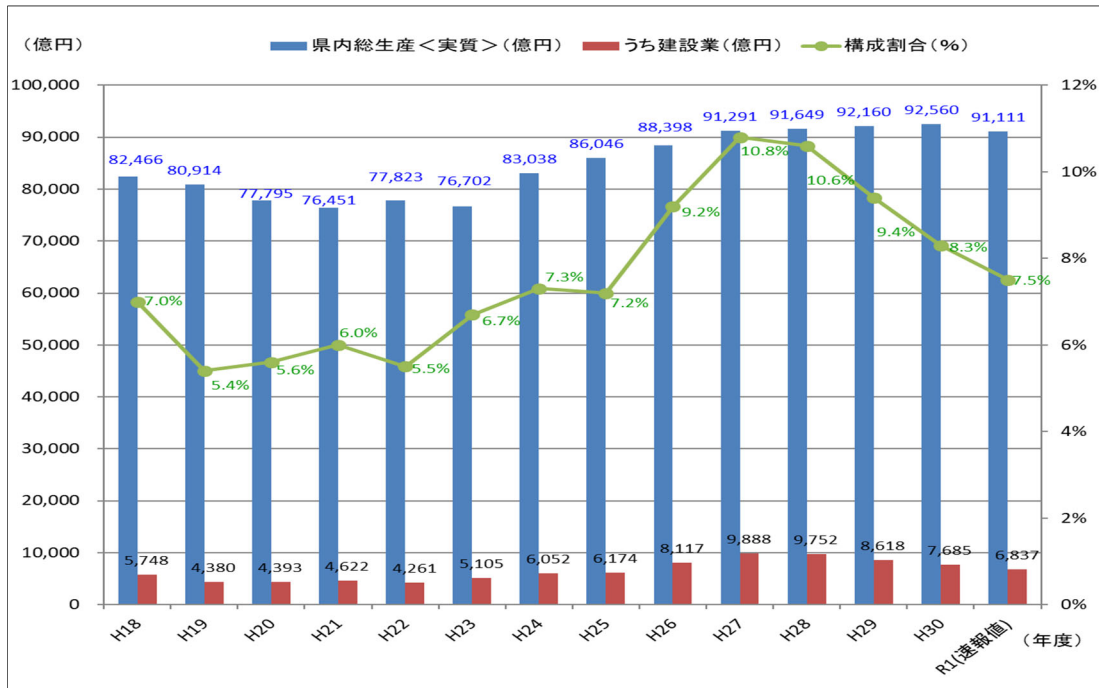


図1-1 県内総生産の推移

<出所>「県民経済計算」(県統計課)を基に宮城県土木部作成

2 建設投資額と建設業許可業者数

震災前の本県における県内の建設投資額(建設工事出来高)は、平成3年度の約1兆7,199億円をピークとして、平成22年度には約53%減の約8,034億円まで減少しました。しかし、震災後は一転し、平成27年度に、約2兆180億円まで増加しました。その後、平成27年度をピークに年々減少していますが、今なお高い水準にあり、令和2年度は、震災前(平成22年度)の約1.7倍に当たる約1兆3,898億円となっています。(図1-2)

また、県工事建設投資額(建設工事出来高)は、平成10年度の約2,530億円をピークとして、平成19年度には約71%減の約738億円まで減少しました。震災後は、平成28年度に約3,845億円まで増加し、その後、平成28年度をピークに年々減少しています。なお、令和2年度は、令和元年東日本台風の発生により前年度と比較して約1.2倍増加しました。(図1-3)

本県における建設業許可業者数（県内本店大臣許可含む）は、平成12年度の8,512社をピークとして、平成23年度には約13%減の7,438社まで減少しましたが、令和2年度には20年ぶりに、ピーク時の平成12年度を上回る8,514社となり、増加の一途を辿っています。（図1-2）

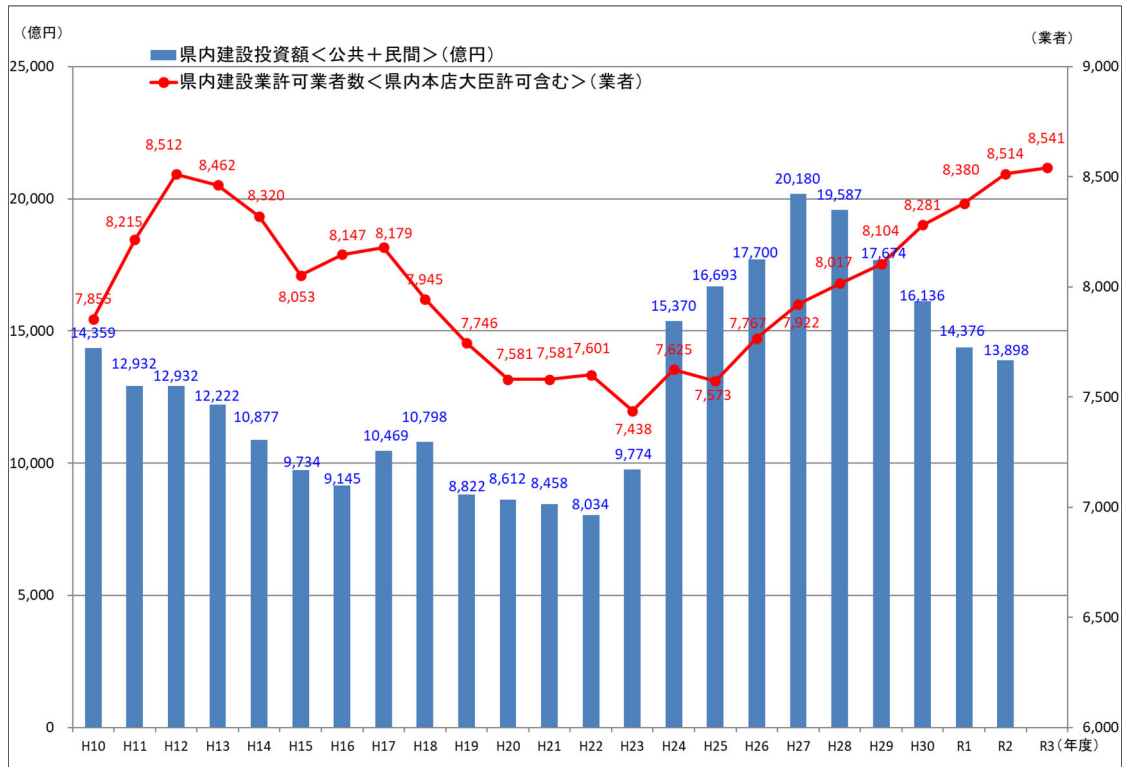


図1-2 県内建設投資額及び県内建設業許可業者数の推移

<出所>建設投資額は「建設総合統計」（国土交通省）を基に宮城県土木部作成
 建設業許可業者数は「建設業許可業者数調査の結果について（建設業許可業者の現況）」
 （国土交通省）を基に宮城県土木部作成（R3年3月時点の数値のため一部R3数値なし）

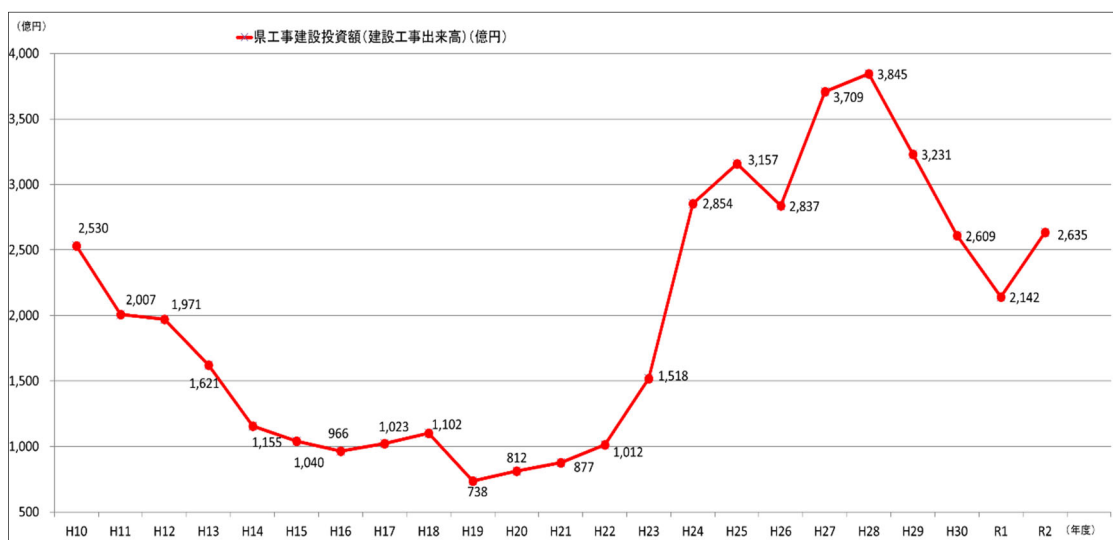


図1-3 県工事建設投資額の推移

<出所>「建設総合統計」（国土交通省）を基に宮城県土木部作成

3 建設業就業者

全国における建設業就業者数は、平成9年の約685万人をピークとして平成22年には約498万人まで減少しましたが、その後は、景気回復や震災復興需要等により約500万人前後を推移しています。令和2年は約492万人となっています。(図1-4)

また、令和2年の建設業就業者の年齢は、55歳以上が約36%、29歳以下が約12%でした。55歳以上が増加傾向、29歳以下が減少傾向を示していることから、建設業就業者の高齢化が進行している状況にあります。(図1-5)

- 建設業就業者：685万人（H9）→498万人（H22）→492万人（R2）
- 技術者：41万人（H9）→31万人（H22）→37万人（R2）
- 技能労働者：455万人（H9）→331万人（H22）→318万人（R2）

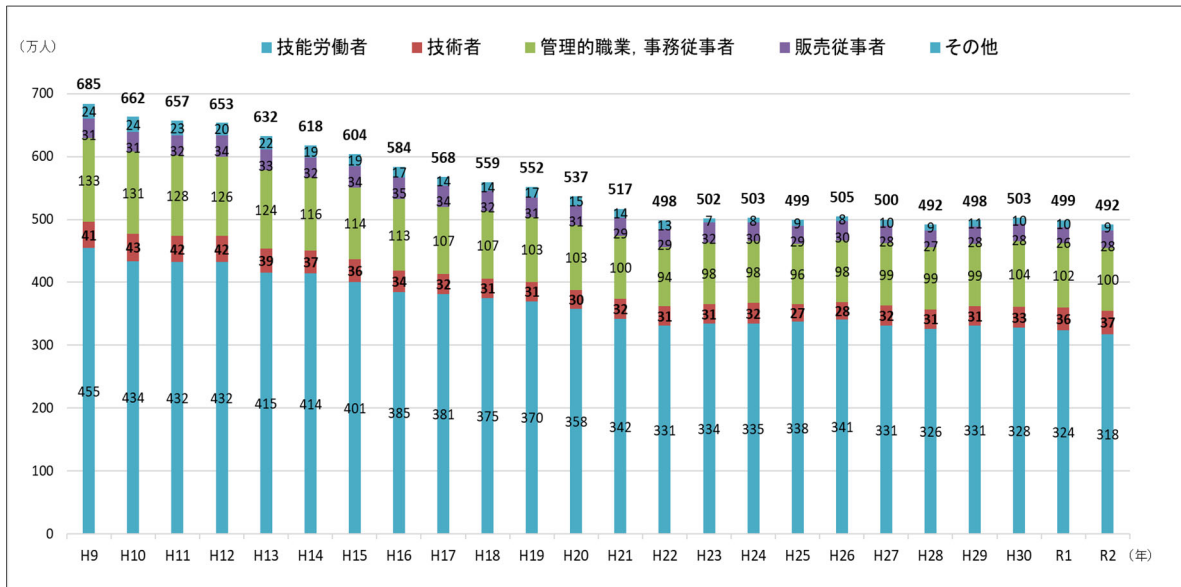


図1-4 全国建設業就業者数の推移

<出所> 「労働力調査」(総務省)を基に宮城県土木部作成

○建設業就業者は、55歳以上が約36%、29歳以下が約12%と高齢化が進行している。

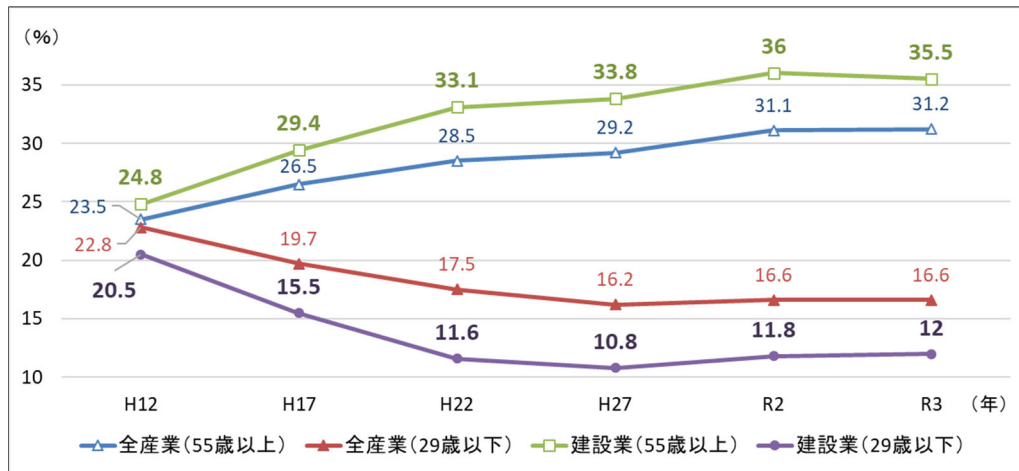


図1-5 全産業と建設業との就業年齢の割合

<出所>「労働力調査」(総務省)を基に宮城県土木部作成

本県における建設業就業者数は、平成7年の約13万7千人をピークに徐々に減少し、震災前の平成22年は、約9万4千人まで減少しましたが、震災後の平成27年には、震災復興需要により、約11万3千人まで増加しています。

本県における就業者に対する建設業就業者の割合についても、平成7年の約11.8%をピークに全産業の就業者数の減少割合を上回るペースで減少し、平成22年においては、約8.9%まで減少しましたが、震災後の平成27年には、震災復興需要により、約10.5%まで増加しています。(図1-6)

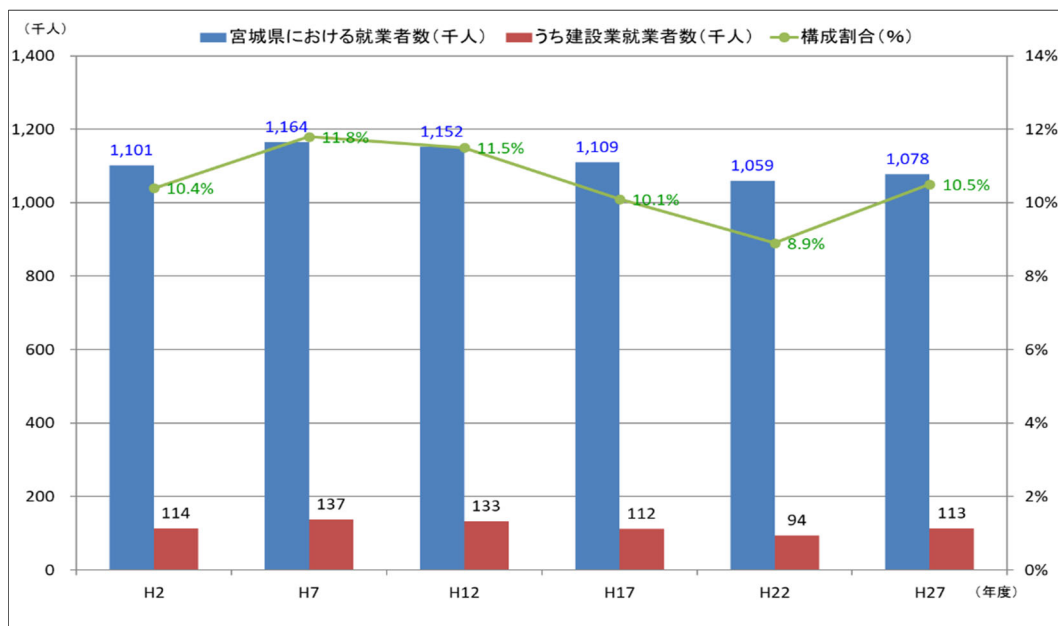


図1-6 宮城県における全産業の就業者数と建設業就業者数の推移

<出所>「国勢調査」(総務省統計局)を基に宮城県土木部作成

4 下請完成工事高

全体の完成工事高に占める下請完成工事高の比率については、平成 22 年度以降は概ね 4 割弱で推移しています。(図 1-7)

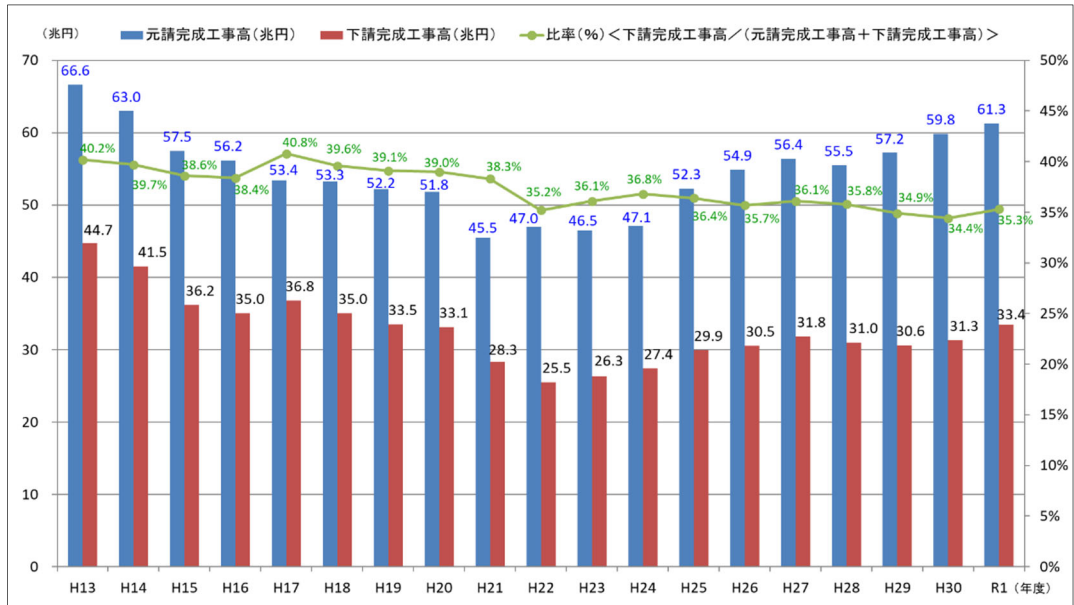
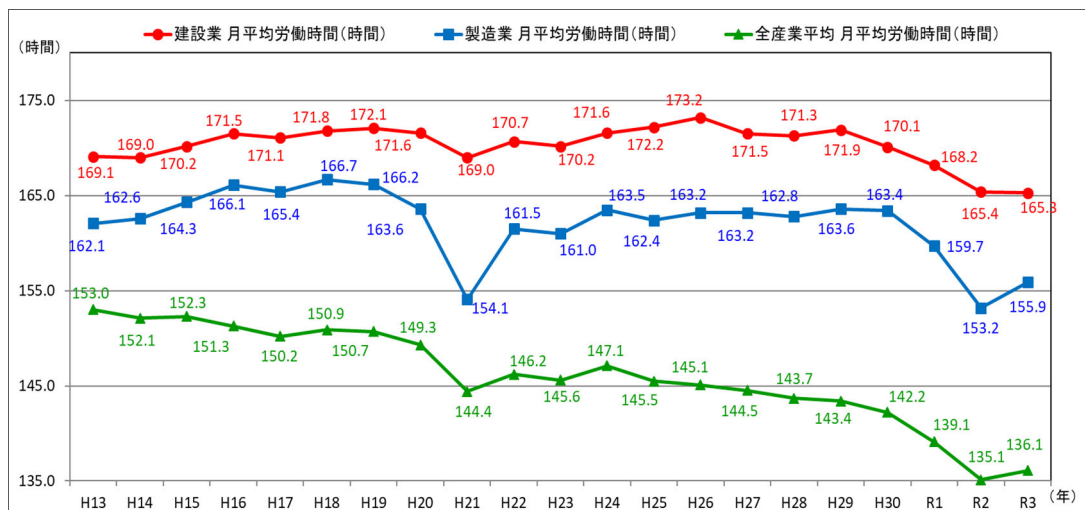


図 1-7 元請完成工事高と下請完成工事高の推移
 <出所>「建設工事施工統計調査」(国土交通省)を基に宮城県土木部作成

5 労働時間

令和 3 年の全国建設業の月平均労働時間は 165.3 時間であり、全産業平均の 136.1 時間より 29.2 時間多く、全産業で労働時間が最も長い産業となっています。(図 1-8 上段)

また、令和 3 年の月平均出勤日数についても 20.3 日で全産業平均の 17.7 日より 2.6 日多く、月平均労働時間と同様に全産業で出勤日数が最も多い産業となっています。(図 1-8 下段)



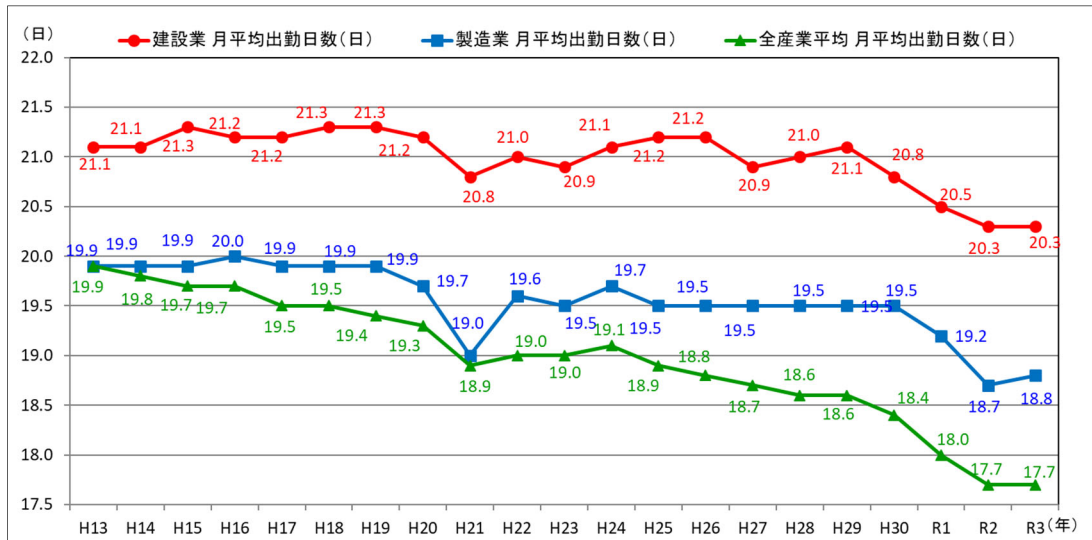


図1-8 全産業と建設業の月平均労働時間と月平均出勤日数
 <出所>「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)を基に宮城県土木部作成

6 給与所得

建設業における年間給与所得は、平成6年の4,647千円をピークとして平成21年には約16%減の3,900千円まで減少しました。その後は増加傾向にあり、令和2年には4,587千円まで増加しています。(図1-9)

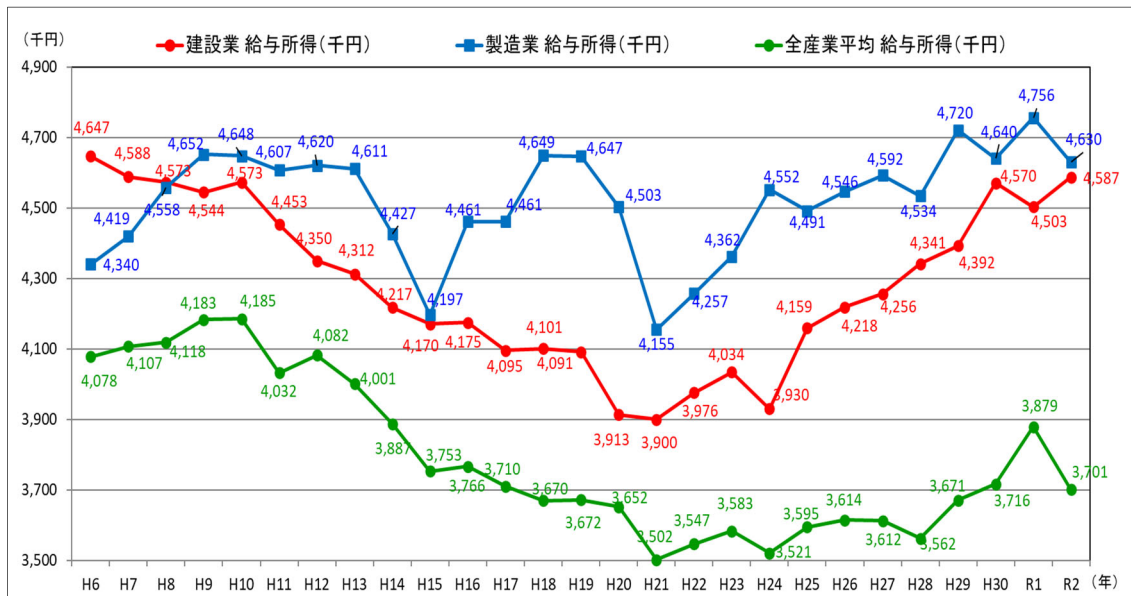


図1-9 全産業と建設業の平均給与所得額
 <出所>「民間給与実態統計調査」(国税庁)を基に宮城県土木部作成

7 社会保険加入状況

公共事業労務費調査における3保険（雇用保険，健康保険，厚生年金保険）加入状況を見ると，平成23年以降，企業・労働者のいずれも加入割合は増加しており，90%近くの加入状況となっています。（図1-10）

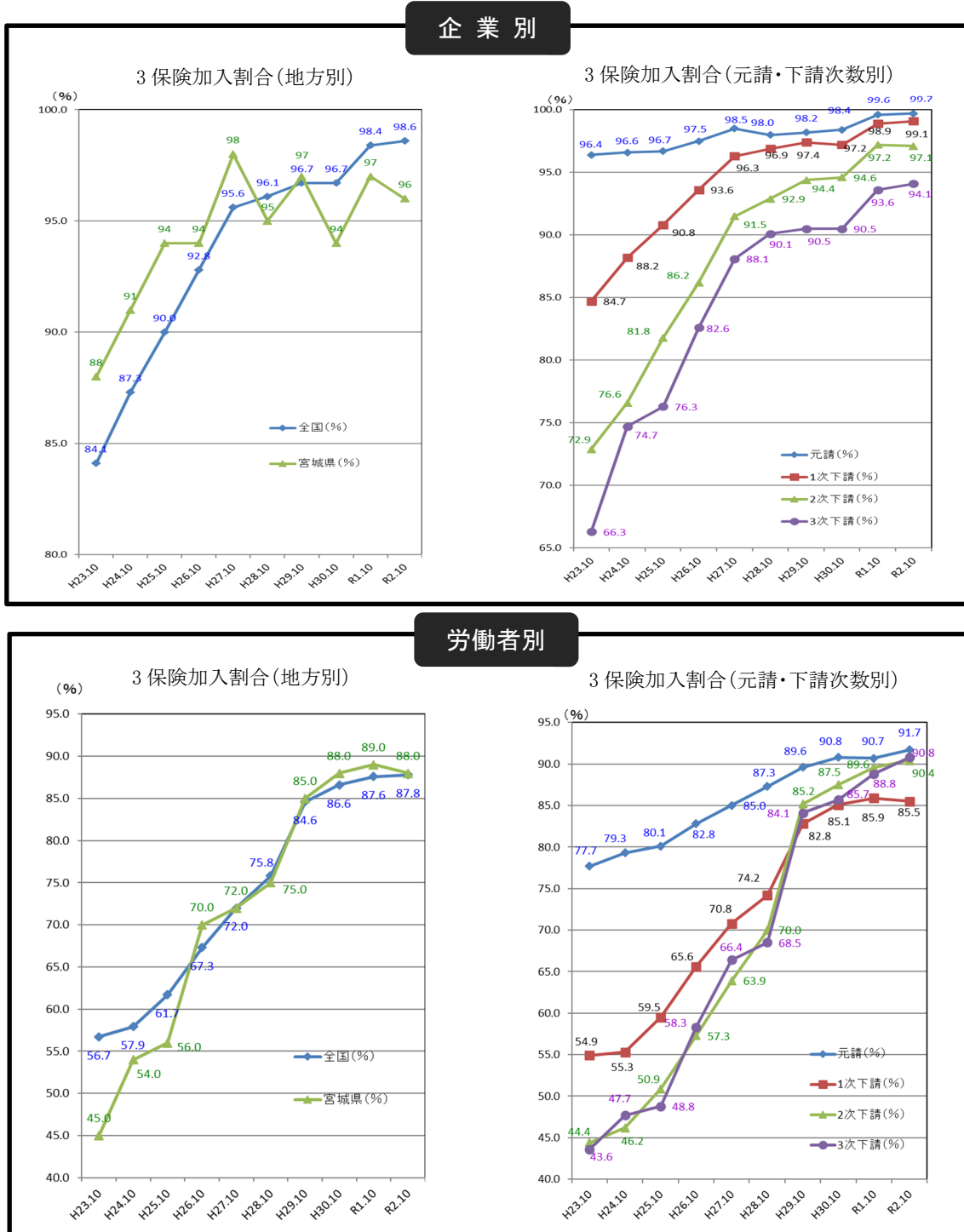


図1-10 社会保険加入割合

<出所> 「公共事業労務費調査における社会保険加入状況調査」(国土交通省)を基に

宮城県土木部作成

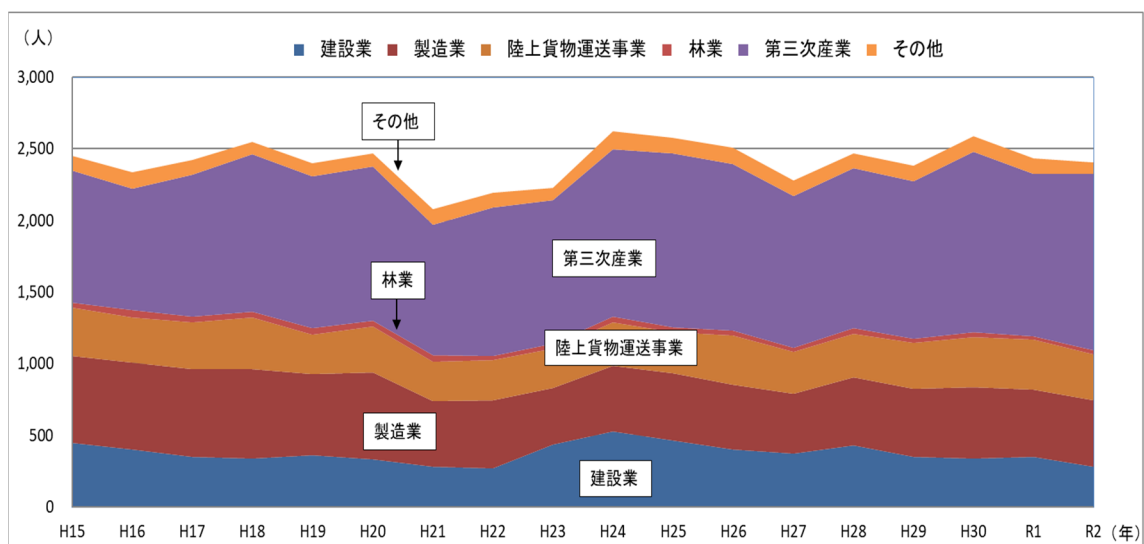
第2節 県発注工事における労働災害の現状

1 県内における労働災害の発生傾向

宮城県内の全産業における労働災害について、震災前は、2,000人から2,500人程度を推移し、震災後は、2,200人から2,600人程度を推移しています。

宮城県内の建設業における労働災害について、震災前は、平成15年に死傷者447人だったものが、平成22年には271人まで減少し、減少傾向となっていました。震災後は、平成24年に527人まで増加し、その後、減少傾向となり、令和2年には283人まで減少しています。

主要業種別死傷災害の年別推移（休業4日以上死傷者）



| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全産業 | 2,451 | 2,335 | 2,420 | 2,550 | 2,397 | 2,467 | 2,078 | 2,191 | 2,230 | 2,623 | 2,580 | 2,510 | 2,282 | 2,467 | 2,385 | 2,589 | 2,432 | 2,407 |
| 建設業 | 447 | 399 | 351 | 339 | 359 | 334 | 284 | 271 | 436 | 527 | 465 | 402 | 372 | 432 | 350 | 336 | 352 | 283 |
| 割合 | 18.2% | 17.1% | 14.5% | 13.3% | 15.0% | 13.5% | 13.7% | 12.4% | 19.6% | 20.1% | 18.0% | 16.0% | 16.3% | 17.5% | 14.7% | 13.0% | 14.5% | 11.8% |
| 製造業 | 606 | 610 | 614 | 626 | 571 | 607 | 457 | 474 | 397 | 460 | 471 | 452 | 421 | 474 | 473 | 502 | 465 | 464 |
| 割合 | 24.7% | 26.1% | 25.4% | 24.5% | 23.8% | 24.6% | 22.0% | 21.6% | 17.8% | 17.5% | 18.3% | 18.0% | 18.4% | 19.2% | 19.8% | 19.4% | 19.1% | 19.3% |
| 陸上貨物運送事業 | 340 | 317 | 326 | 358 | 275 | 320 | 276 | 280 | 273 | 300 | 282 | 343 | 292 | 305 | 324 | 350 | 349 | 317 |
| 割合 | 13.9% | 13.6% | 13.5% | 14.0% | 11.5% | 13.0% | 13.3% | 12.8% | 12.2% | 11.4% | 10.9% | 13.7% | 12.8% | 12.4% | 13.6% | 13.5% | 14.4% | 13.2% |
| 林業 | 31 | 48 | 39 | 42 | 45 | 40 | 43 | 30 | 32 | 40 | 35 | 33 | 28 | 37 | 29 | 32 | 26 | 31 |
| 割合 | 1.3% | 2.1% | 1.6% | 1.6% | 1.9% | 1.6% | 2.1% | 1.4% | 1.4% | 1.5% | 1.4% | 1.3% | 1.2% | 1.5% | 1.2% | 1.2% | 1.1% | 1.3% |
| 第三次産業 | 924 | 849 | 989 | 1,097 | 1,061 | 1,075 | 910 | 1,033 | 1,002 | 1,169 | 1,218 | 1,162 | 1,059 | 1,115 | 1,100 | 1,258 | 1,133 | 1,229 |
| 割合 | 37.7% | 36.4% | 40.9% | 43.0% | 44.3% | 43.6% | 43.8% | 47.1% | 44.9% | 44.6% | 47.2% | 46.3% | 46.4% | 45.2% | 46.1% | 48.6% | 46.6% | 51.1% |
| その他 | 103 | 112 | 101 | 88 | 86 | 91 | 108 | 103 | 90 | 127 | 109 | 118 | 110 | 104 | 109 | 111 | 107 | 83 |
| 割合 | 4.2% | 4.8% | 4.2% | 3.5% | 3.6% | 3.7% | 5.2% | 4.7% | 4.0% | 4.8% | 4.2% | 4.7% | 4.8% | 4.2% | 4.6% | 4.3% | 4.4% | 3.4% |

図1-11 県内における労働災害

2 県発注工事における重大災害

県発注工事における重大災害（一度に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害事故）は、土砂崩壊によるものがほとんどであり、昭和53年から合計7件発生しています。

表1-1 県発注工事における重大災害（昭和53年以降）

| | |
|-----------------------------|--|
| 昭和53年11月25日 (7人死亡) | 道路拡幅工事（白石市）で、土留H鋼を引き抜き作業中、 土砂崩壊 が発生し、その下敷きになった。 |
| 昭和55年10月31日 (3人死亡, 4人負傷) | 復旧治山工事（大崎市）で、土留工を設置するため、地山掘削作業中に 土砂崩壊 が発生し、その下敷きになった。 |
| 昭和58年7月12日 (3人死亡) | 災害防除工事（栗原市）で、コンクリート擁壁工事中、 土砂崩壊 が発生し、その下敷きになった。 |
| 平成3年3月19日 (2人死亡, 1人負傷) | 農業用水路工事（仙台市）で、ヒューム管理設作業中に、 土砂崩壊 が発生し、その下敷きになった。 |
| 平成15年8月9日 (3人負傷) | 下水道工事（石巻市）で、バックホウで切梁を吊っていたところ、切梁と腹起こしが落下し、その下敷きになった。 |
| 平成18年4月17日 (1人死亡, 2人負傷) | 区画整理工事（栗原市）で、ヒューム管理設作業中に、 土砂崩壊 が発生し、その下敷きになった。 |
| 平成20年6月14日 (3人死亡) | 治山工事（栗原市）で、法面で作業中に岩手宮城内陸地震によって 土砂崩壊 が発生し、その下敷きになった。 |

※平成20年以降は、重大災害は発生していない。

3 県発注工事における労働災害の発生傾向

(1) 全体の傾向

県発注工事における労働災害死傷者数は、平成9年の28人をピークに、平成22年には9人まで減少していました。

震災後は一転し、平成25年に過去最高の50人まで増加しました。その後、平成27年には21人まで減少したものの、復旧・復興工事の本格化に伴い、再び増加に転じ、平成28年の死傷者は39人でした。そこから、緩やかに減少し、令和2年に14人、令和3年には17人となり、震災前の水準に戻っています。

第5次県工事事務事故防止対策推進計画（以下、第5次計画）期間（平成29年～令和3年）の労働災害死傷者数は、121人（うち死亡者4人）でした。

また、第4次計画（平成24年～平成28年）期間の労働災害死傷者数の152人（うち死亡者7人）と比較すると31人（うち死亡者3人）減少しています。

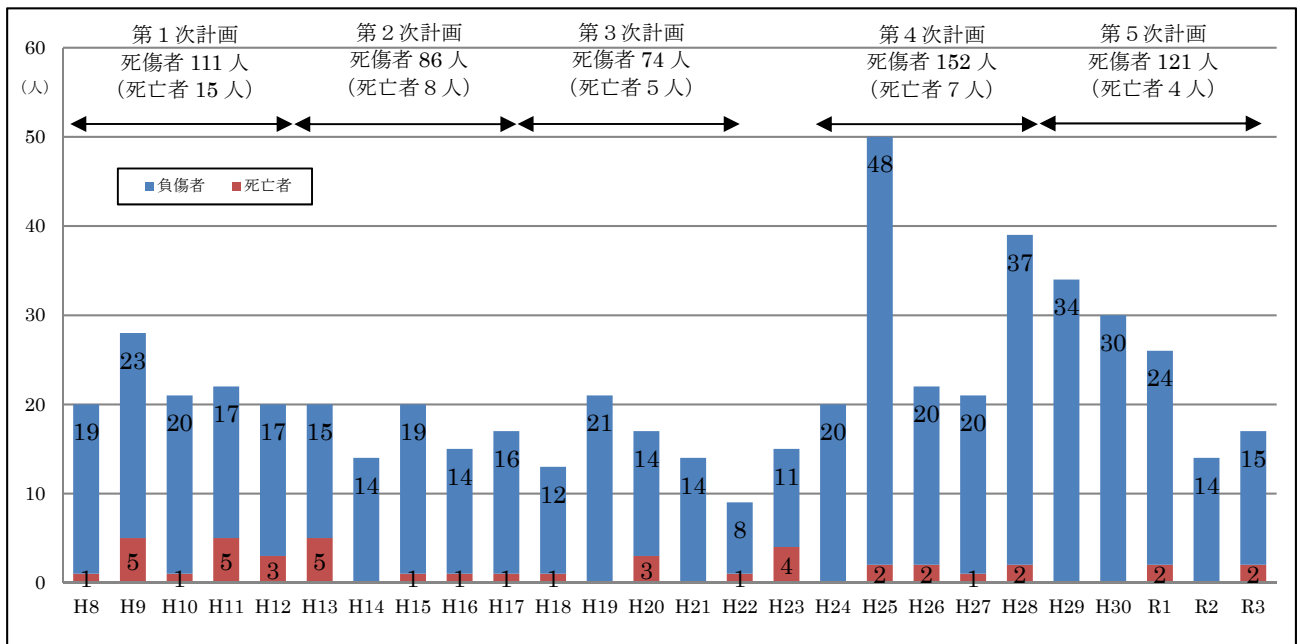


図1-12 県発注工事における労働災害死傷者数の推移（暦年）

(2) 事故の型 (傷病を受ける元となった起因物が関係した現象)

①第5次計画期間の傾向

件数順に「墜落, 転落」, 「挟まれ, 巻き込まれ」, 「転倒」となっており, この3つで全体の7割を占めています。

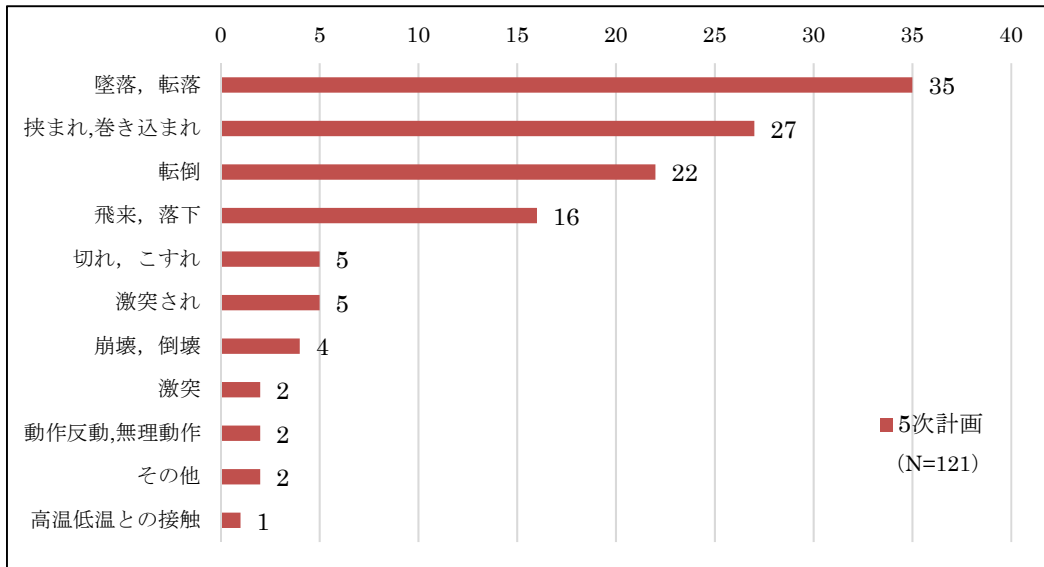


図1-13 第5次計画期間の労働災害(事故の型別分類)

②第4次計画と第5次計画の発生割合の比較

第4次と第5次の発生割合を比較すると, 「墜落, 転落」が11%増加, 「飛来, 落下」が5%増加, 「転倒」が1%増加しています。

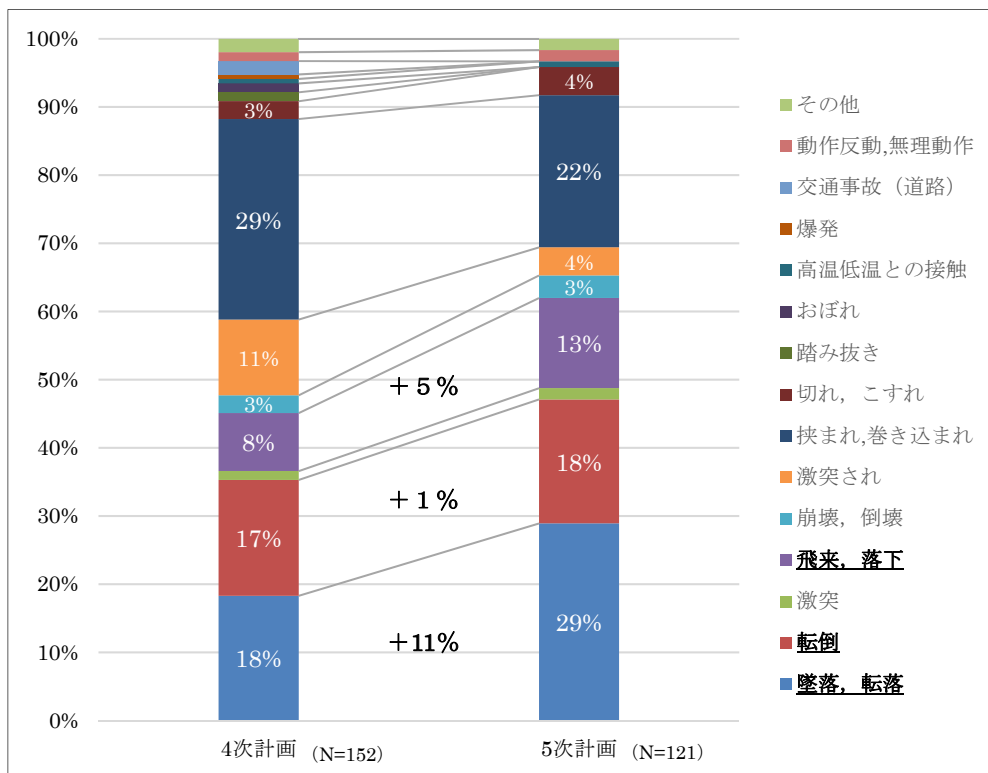


図1-14 第4次と第5次の発生割合の比較(事故の型別分類)

(3) 起因物 (災害をもたらす元となった機械, 装置若しくはその他の物等)

①第5次計画期間の傾向

件数順に「動力機械」, 「仮設物, 建築物, 構築物等」, 「物質, 材料」となっており, この3つで全体の6割を占めています。

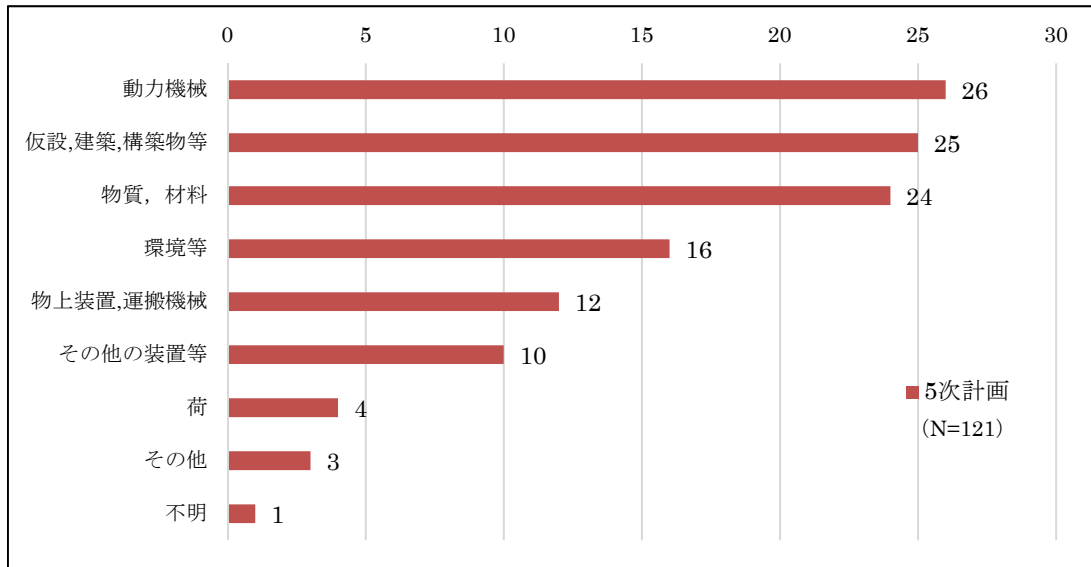


図1-15 第5次計画期間の労働災害(起因物の型別分類)

②第4次計画と第5次計画の発生割合の比較

第4次と第5次の発生割合を比較すると, 「物質, 材料」が8%増加, 「環境等」が7%増加, 「仮設, 建築, 構築物等」が3%増加しています。

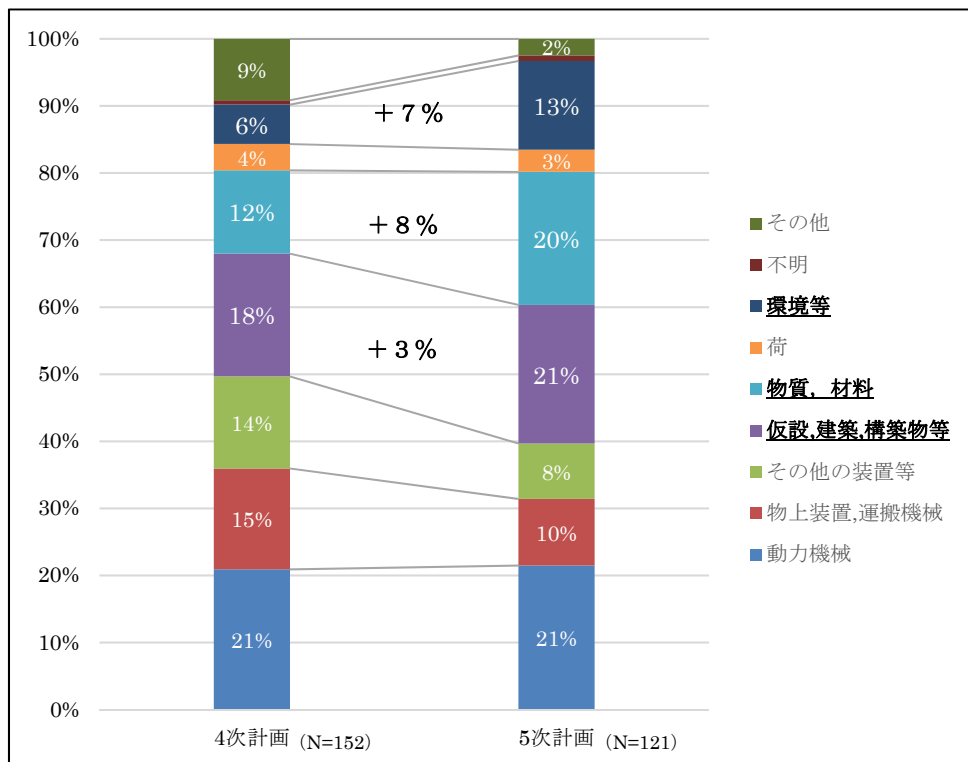


図1-16 第4次と第5次の発生割合の比較(起因物の型別分類)

(4) 年齢

①第5次計画期間の傾向

件数順に60代、50代、20代となっており、この3つで全体の8割を占めています。

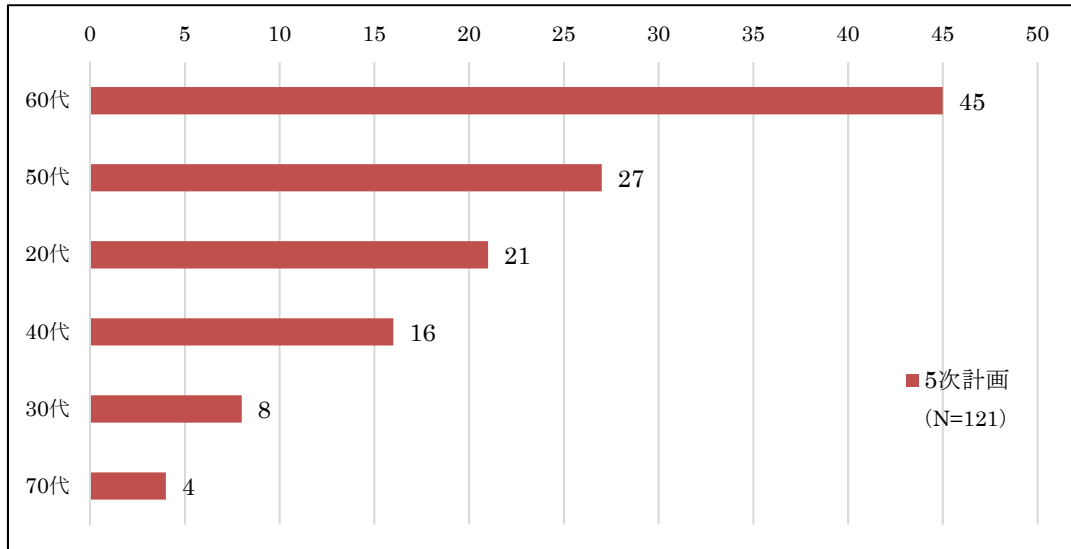


図1-17 第5次計画期間の労働災害(年齢別分類)

②第4次計画と第5次計画の発生割合の比較

第4次と第5次の発生割合を比較すると、「60代」が15%増加、「20代」が4%増加しています。

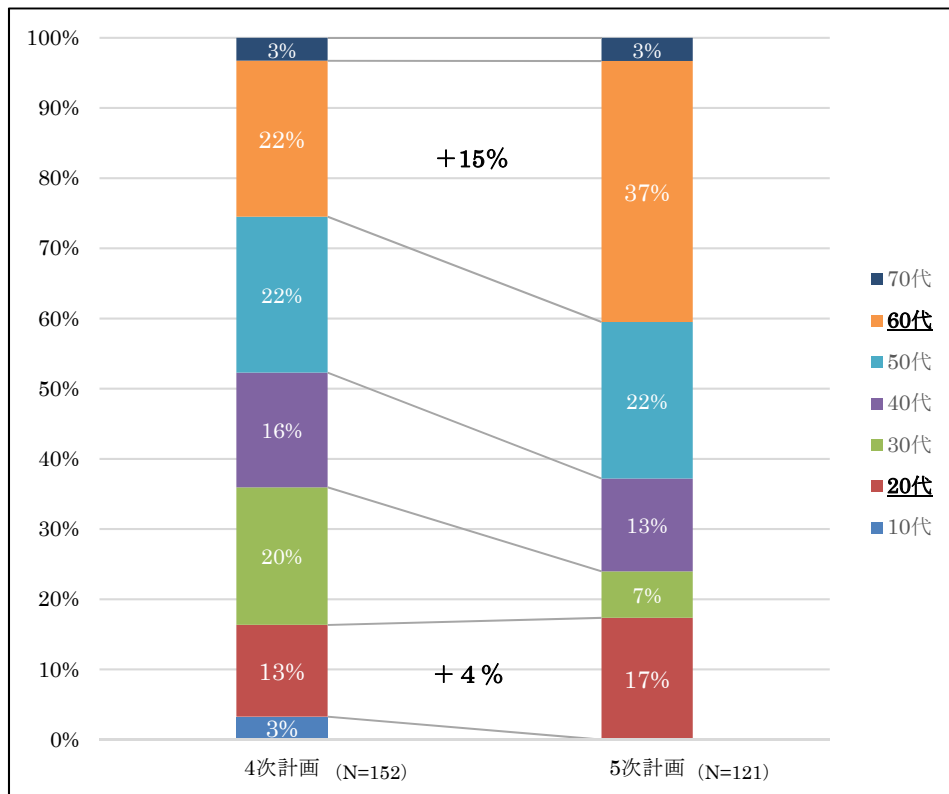


図1-18 第4次と第5次の発生割合の比較(年齢別分類)

(5) 経験年数

①第5次計画期間の傾向

件数順に「10年未満」, 「20年未満」, 「30年未満」となっており, この3つで全体の6割を占めています。

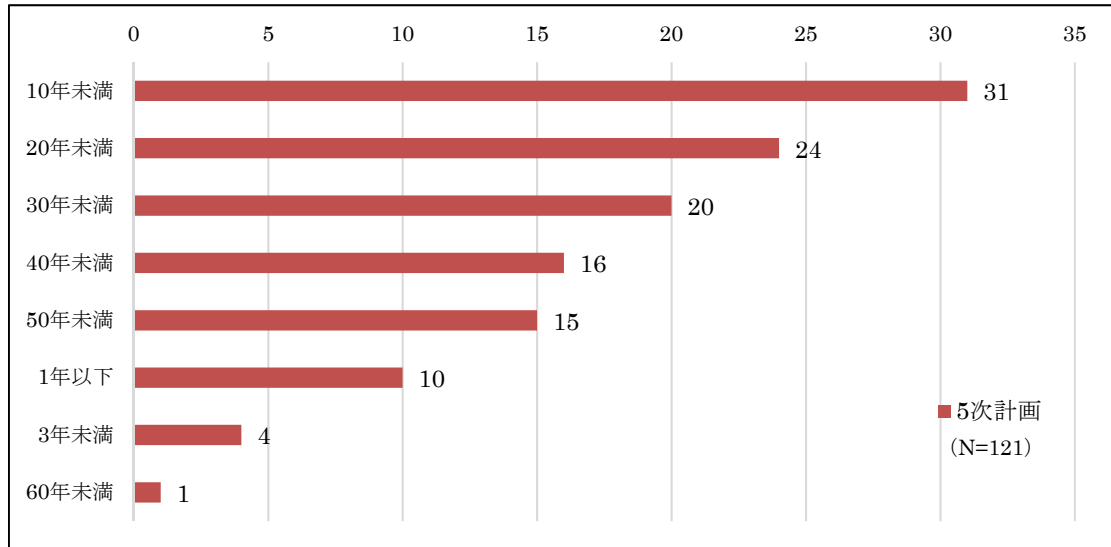


図1-19 第5次計画期間の労働災害(経験年数別分類)

②第4次計画と第5次計画の発生割合の比較

第4次と第5次の発生割合を比較すると, 「10年未満」と「50年未満」が6%増加し, 次いで「30年未満」と「40年未満」が5%増加しています。

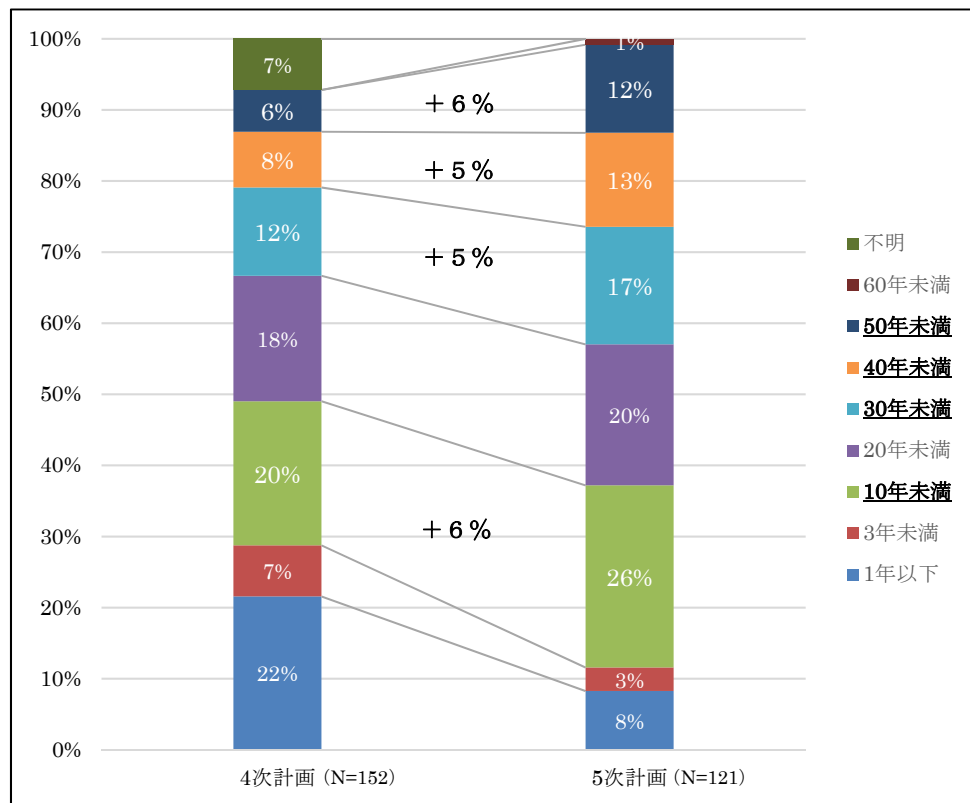


図1-20 第4次と第5次の発生割合の比較(経験年数別分類)

(6) 受注形態

①第5次計画期間の傾向

件数順に「1次下請」、「元請」、「2次下請」となっており、この3つで全体の9割を占めています。

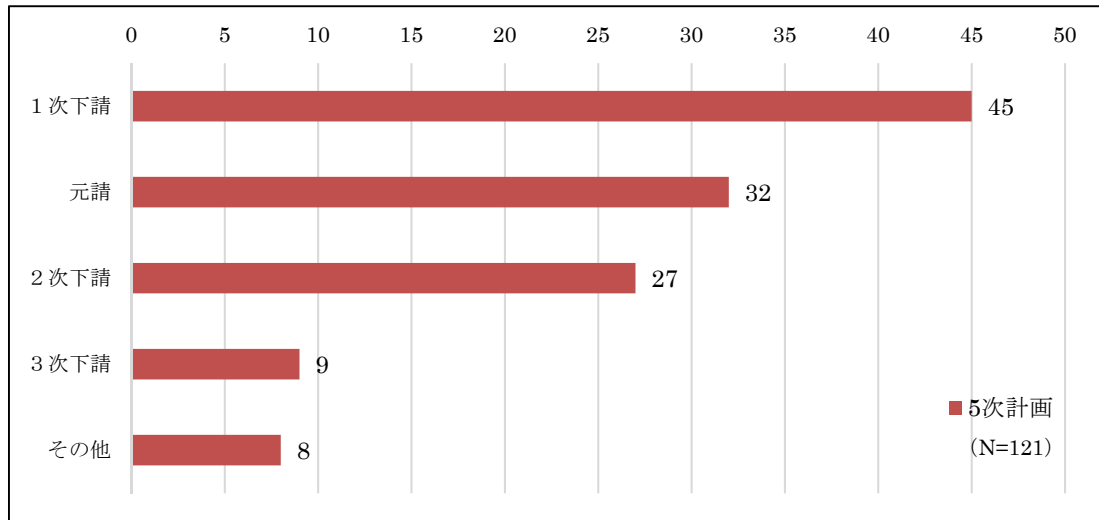


図1-21 第5次計画期間の労働災害(受注形態別分類)

②第4次計画と第5次計画の発生割合の比較

第4次と第5次の発生割合を比較すると、「元請」「3次下請」が4%増加しています。

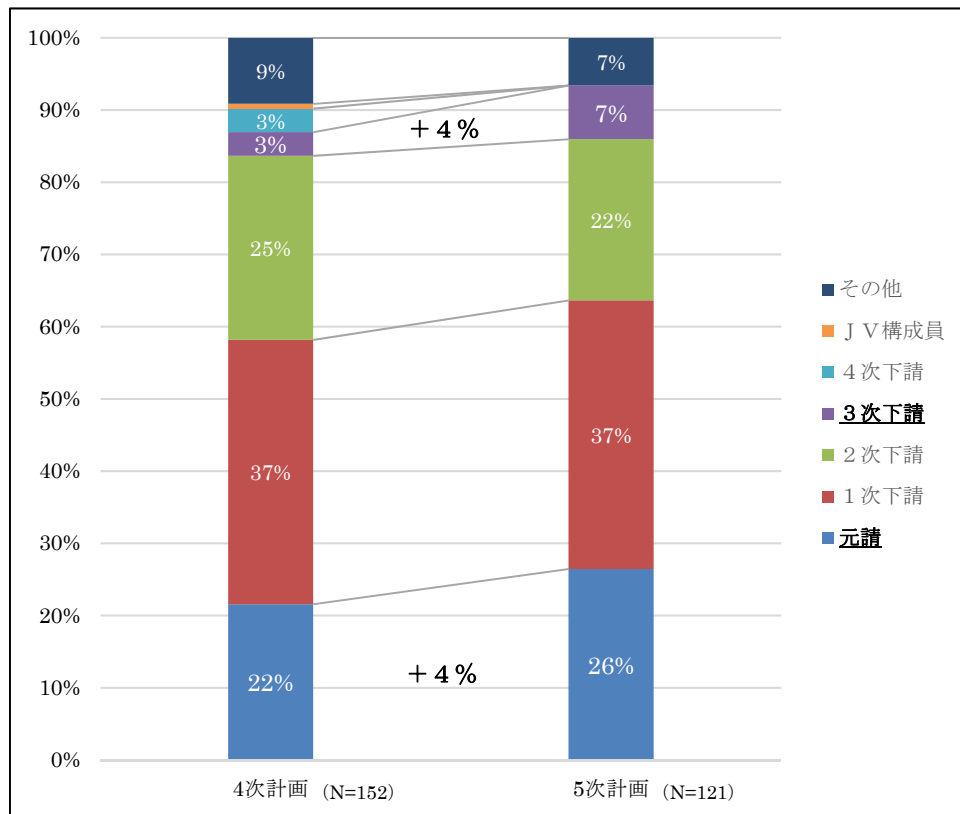


図1-22 第4次と第5次の発生割合の比較(受注形態別分類)

(7) 発生時期 (月別)

①第5次計画期間の傾向

件数順に2月, 1月, 3・5月となっており, 年始が多い傾向となっています。

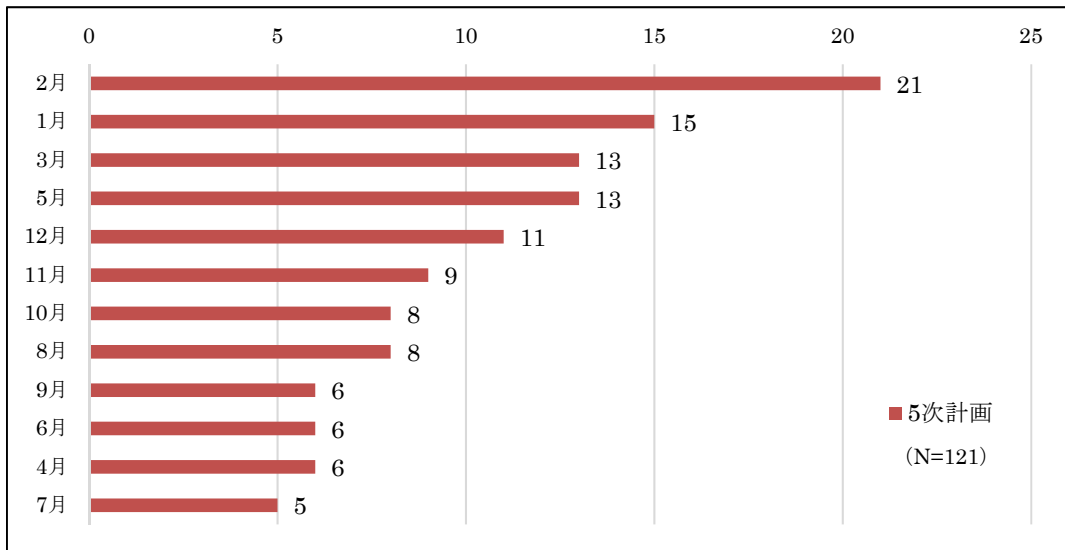


図1-23 第5次計画期間の労働災害(発生時期別分類)

②第4次計画と第5次計画の発生割合の比較

第4次と第5次の発生割合を比較すると, 「2月」が9%増加, 「1月」と「5月」が4%増加しています。

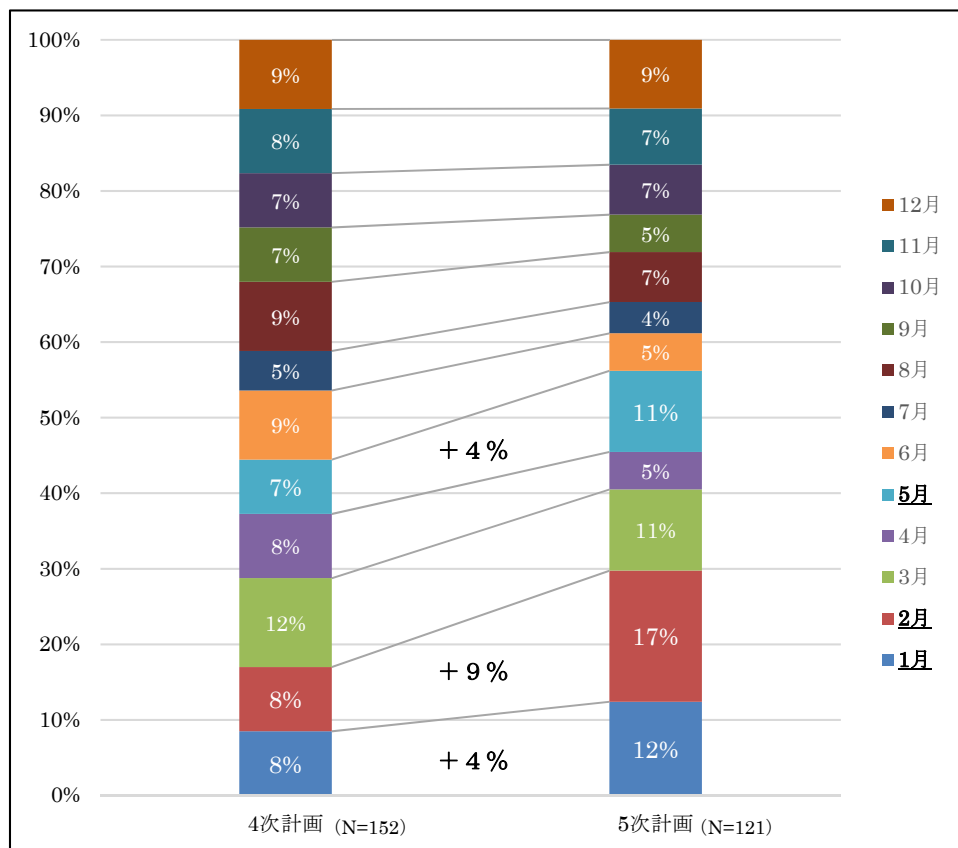


図1-24 第4次と第5次の発生割合の比較(発生時期別分類)

(8) 発生時期（曜日別）

①第5次計画期間の傾向

件数順に水曜日，月曜日，木曜日となっています。

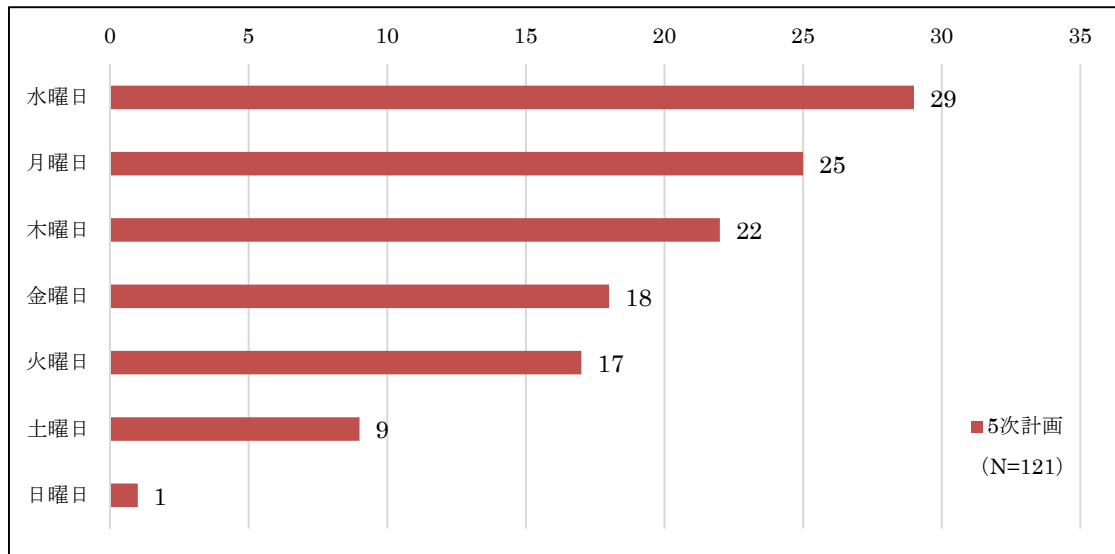


図1-25 第5次計画期間の労働災害(発生時期別分類)

②第4次計画と第5次計画の発生割合の比較

第4次と第5次の発生割合を比較すると、「水曜日」が6%増加，「木曜日」が4%増加，「月曜日」と「金曜日」が2%増加しています。

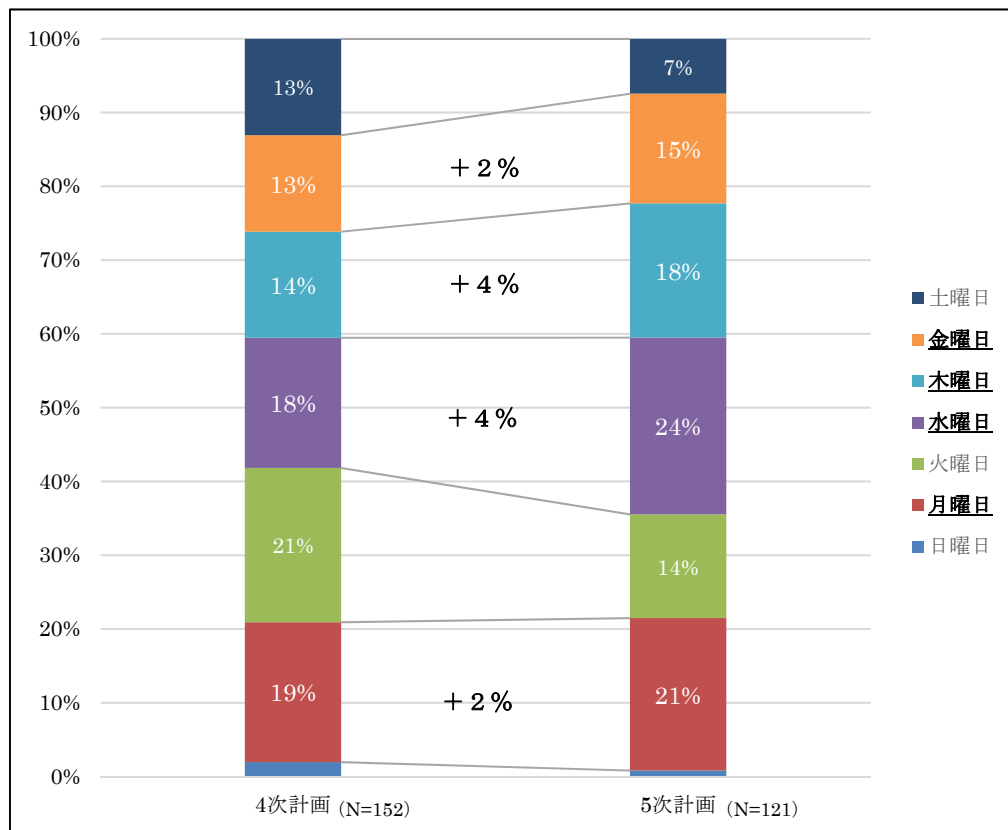


図1-26 第4次と第5次の発生割合の比較(発生時期別分類)

(9) 発生時期 (時間帯別)

①第5次計画期間の傾向

件数順に9時，11時，15時が多く発生しています。

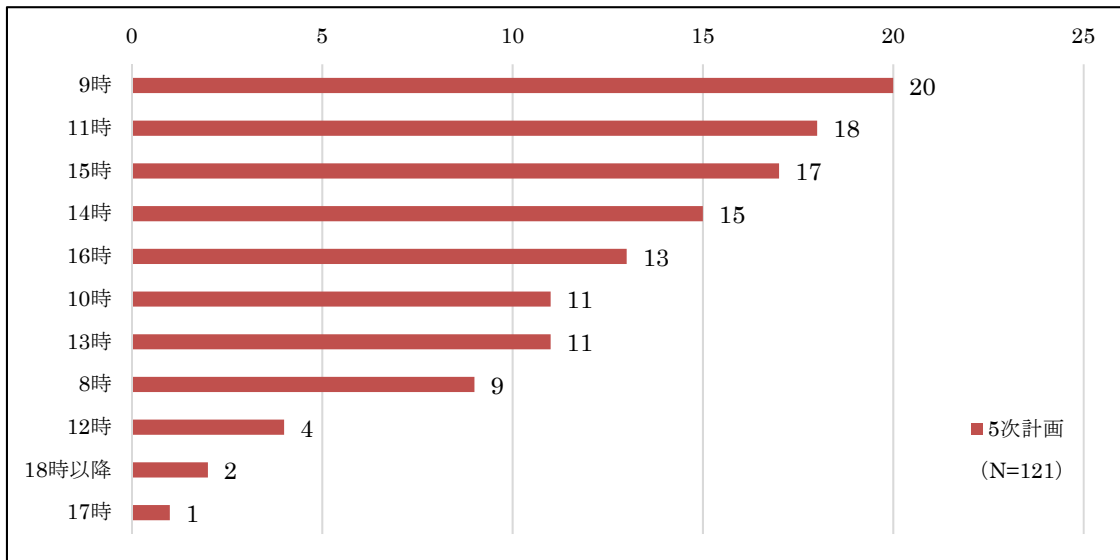


図1-27 第5次計画期間の労働災害(発生時期別分類)

②第4次計画と第5次計画の発生割合の比較

第4次と第5次の発生割合を比較すると，「15時」が5%増加しています。

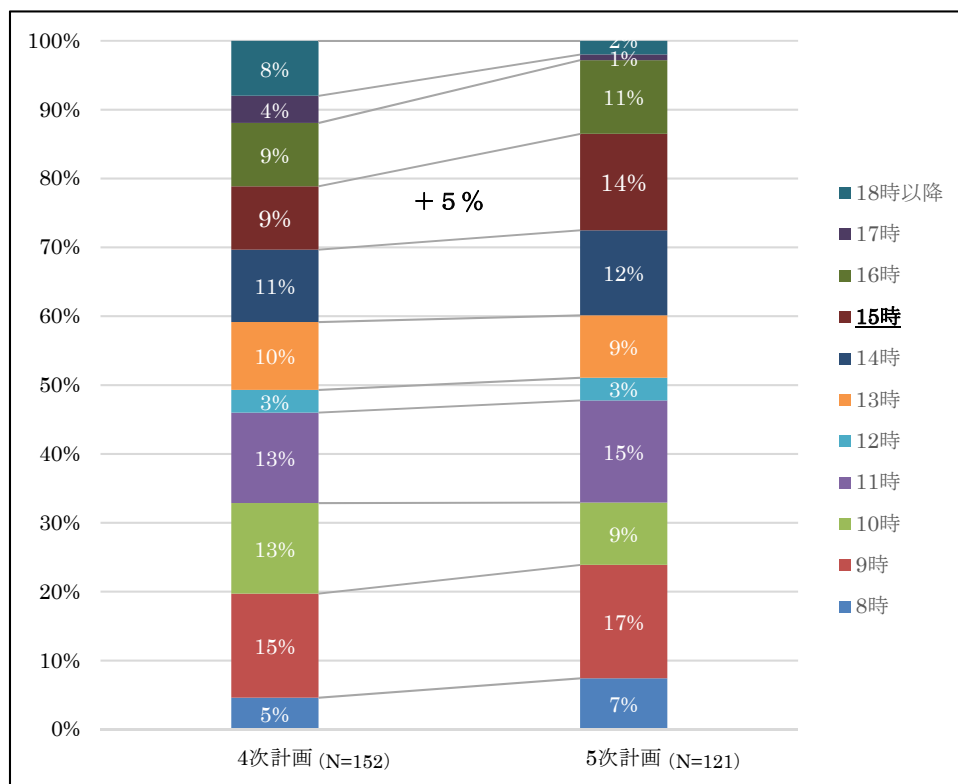


図1-28 第4次と第5次の発生割合の比較(発生時期別分類)

(10) 公衆災害

①過去10年間の傾向

東日本大震災前は毎年20～30件程度の公衆災害が発生していましたが、震災後は、毎年40～90件程度の公衆災害が発生しています。

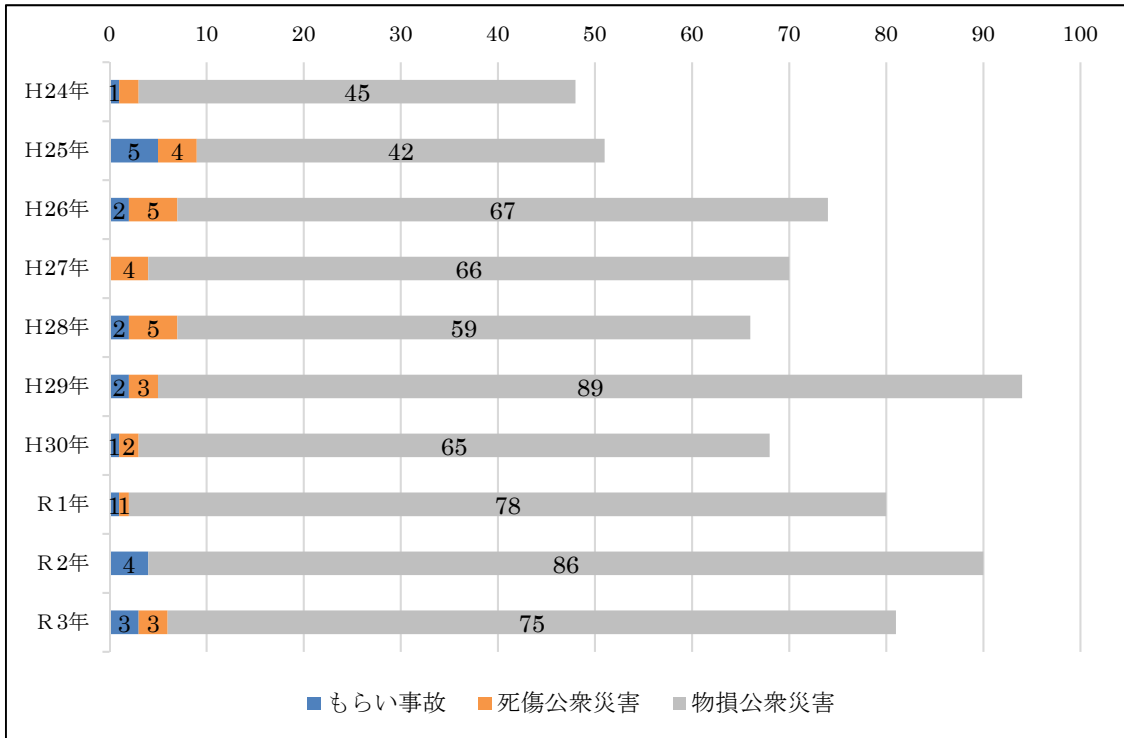


図1-29 県発注工事における公衆災害(年度別分類)

②起因物別(平成29年～令和3年)

電柱・電線、埋設管、自動車・バイクへの接触事故で全体の約8割を占めています。

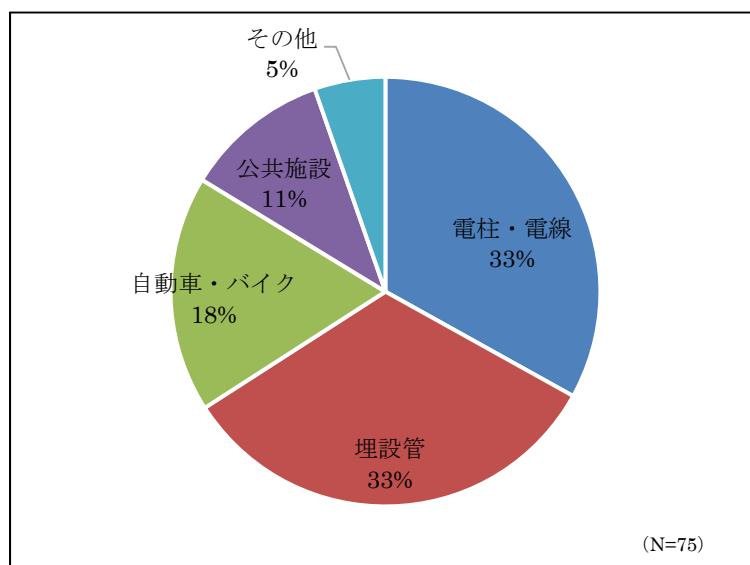


図1-30 第5次計画期間における公衆災害(起因物別分類)

第3節 第5次県工事事務防止対策推進計画 の実施状況

(目標1) 県工事における死亡災害を撲滅する

・実施状況

第5次計画期間の死亡災害は4件(4人)で、残念ながら、死亡災害を撲滅するという目標は達成できませんでした。

表1-2 死亡事故発生状況

| 発生年 | 事故の型 | 事故の概要 | 備考 |
|-----|------------|----------------------|--------|
| H31 | 墜落, 転落 | 突風により足場ごと4.8m下に墜落し死亡 | 復旧復興工事 |
| R1 | 墜落, 転落 | 車両ごと河川に墜落し死亡 | |
| R2 | 挟まれ, 巻き込まれ | 台船と岸壁に挟まれ死亡 | 復旧復興工事 |
| R3 | 墜落, 転落 | 足場から2.7m下に墜落し死亡 | |

(目標2) 県工事における労働災害を第4次計画期間中から半減させる

・実施状況

第5次計画期間の労働災害による死傷者数は121人で、目標の76人(第4次計画期間中の労働災害152人の半数)を大幅に上回り、残念ながら目標は達成できませんでした。

経過としては、計画当初の平成29年の死傷者数は34人、平成30年は30人、令和元年は26人と年々減少はしているものの、高い水準で推移していたため、第4次計画期間中の半数を超える結果となってしまいました。

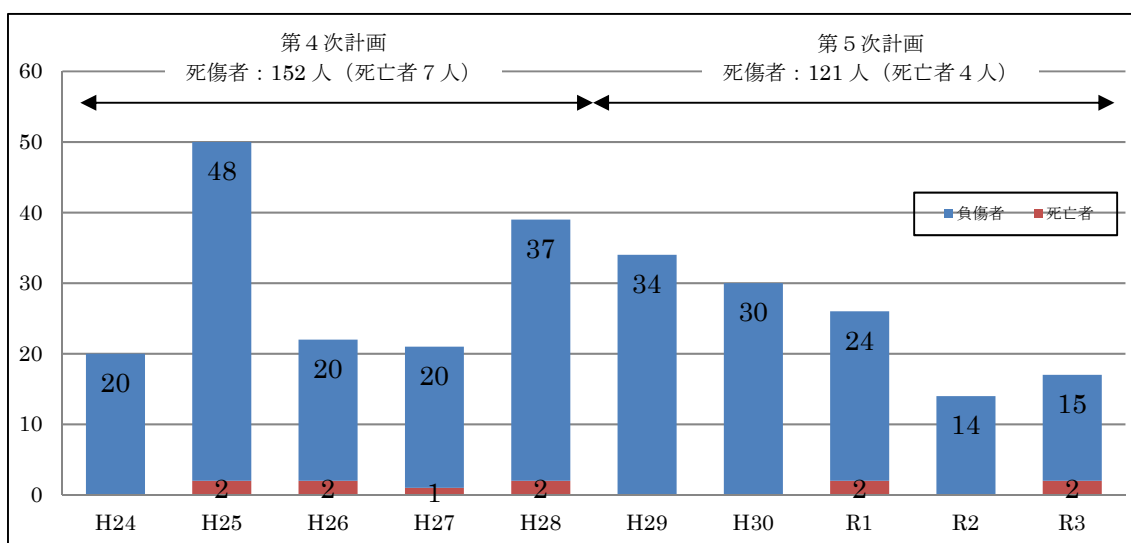


図1-31 死傷者数の推移 (暦年)

1 安全文化を創造する取組

(1) 法令等の遵守

① 工事現場安全点検等の実施

「県工事安全管理監督規程(昭和54年4月1日施行)」に基づき、建設工事の安全かつ適正な施工を図りつつ、労働災害の防止及び安全確保に努めました。

各工事現場における安全点検は、各地区労働災害防止連絡会議による合同安全点検を年2～3回程度実施するとともに、発注機関毎に安全点検を行い毎年1,000箇所以上の点検を行いました。

表1-3 安全点検の実施状況

| 実施年度 | 各工事現場における安全点検(箇所) |
|------|-------------------|
| H29 | 1,245 |
| H30 | 1,399 |
| R1 | 1,312 |
| R2 | 1,099 |
| R3 | 1,196 |
| 計 | 6,251 |

② 安全衛生管理計画等の指導徹底

各工事現場に提出される施工計画書や施工体系図等により、安全衛生管理計画や下請負業者を含めた安全衛生管理体制等、施工業者の安全衛生管理に関する対策事項の確認に努めました。

また、現場下請点検や法令違反等の発生状況に応じた緊急下請点検、全国一斉の施工体制点検、建設業法に基づく現場立入検査・営業所立入検査の実施により、安全衛生管理体制の基礎となる元請・下請関係の適正化や工事現場の適正な施工体制の確保に努めました。

表1-4 施工体制点検等の実施箇所件数

| 実施年度 | 現場下請点検 | 全国一斉施工体制点検 | 現場立入検査 | 営業所立入検査 |
|------|--------|------------|--------|---------|
| H29 | 290 | 49 | 25 | 19 |
| H30 | 230 | 42 | 18 | 19 |
| R1 | 306 | 0 | 10 | 8 |
| R2 | 347 | 41 | 2 | 6 |
| R3 | 265※ | 43 | 0 | 2 |
| 計 | 1,438 | 175 | 55 | 54 |

※R4. 2月末時点の数値

③元請負業者と下請負業者との適正な契約締結の徹底

建設業法に基づく立入検査等を定期的に行い、一括下請負の禁止、技術者の専任配置等に関する法令遵守の指導徹底に努めました。

④安全衛生管理の手引きの活用

発注者向けに作成した「監督員のための安全管理の手引き」について、現場安全点検における是正指導事例など、内容の充実を図り、随時更新するとともに、工事関係者にも活用されるようホームページに掲載し、広く一般に公開しました。

(2) 研修機会の拡充

①安全講習会等の実施

各地区労働災害防止連絡会議及び各発注機関において、安全講習会等を実施して労働安全衛生の意識向上を図りました。

平成 29 年から令和元年は宮城県建設工事事故防止対策推進大会を宮城県建設工事表彰式と同時開催し、安全意識の高揚を図りました。(令和 2 年及び令和 3 年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、宮城県建設工事事故防止対策推進大会は実施せず。)

また、これまでの対面方式ではなく、YouTube などオンラインを活用した安全講習会なども実施しました。

表 1-5 安全講習会等の実施状況

| 実施年度 | 安全講習会 | | 宮城県建設工事事故防止対策推進大会 | |
|------|-------|-----------|-------------------|-----------|
| | 回数(回) | 延べ受講者数(名) | 回数(回) | 延べ出席者数(名) |
| H29 | 43 | 2,439 | 1 | 143 |
| H30 | 37 | 2,287 | 1 | 214 |
| R 1 | 27 | 1,534 | 1 | 236 |
| R 2 | 31 | 1,078 | 0 | 0 |
| R 3 | 25 | 1,015 | 0 | 0 |
| 計 | 163 | 8,353 | 3 | 593 |

②安全管理研修の実施

安全管理監督職員や工事監督職員及びその他の技術職員に対して安全管理研修を実施し、発注者としてのスキルアップを図りました。

③労働安全衛生マネジメントシステムの普及

現場における労働安全衛生水準の一層の向上を図るため、安全講習会等を活用し、「労働安全衛生マネジメントシステム」の普及促進に努めました。

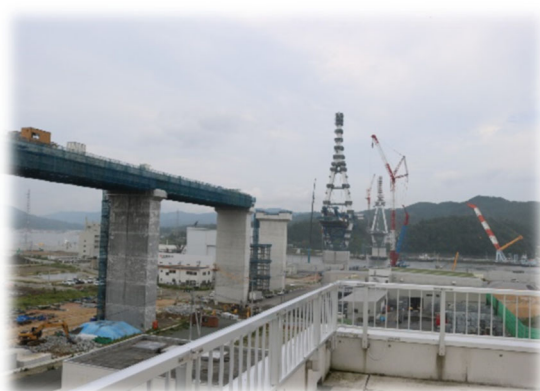
④継続教育（CPD）の普及

安全講習会等の受講者に対し、継続教育（CPD）受講証明書を発行し、受講者が配置技術者となった場合の労働安全衛生の意識向上に努めました。

(3) 安全情報の一般公開

① 工事現場のオープン化

建設工事のイメージアップ等を目的に、工事現場の安全管理の徹底を図り、建設現場見学会やみやぎ建設ふれあいまつりなどを開催しました。（※令和2年及び令和3年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施せず。）



② 安全情報公開の促進

ホームページを利用し、県工事における労働災害発生状況など建設工事に関する安全情報等について、随時内容の充実を図り、広く一般に公開しました。

(4) 優れた施工業者の選定

①入札制度における安全管理の評価

総合評価落札方式の価格以外の評価として、施工計画における安全管理に対する配慮を評価視点の一つとし、適切に評価しました。

②工事成績への適正な加点

安全活動の創意工夫等を実施した現場に対しては、工事成績評定において適切に加点するとともに、安全管理措置が不適切な現場に対しては、内容に応じて減点するなどの措置を実施しました。

③工事関係者の表彰

「宮城県建設工事事故防止対策推進大会表彰事務取扱要領(平成3年1月11日施行)」に基づき、工事における安全管理に対する取組が、特に優良な現場代理人を表彰すると共に、平成30年7月から新たに優良専門工事業者表彰を新設し、優良工事に貢献した下請業者に対して表彰を行いました。

併せて、東北地方工事安全施工推進大会を国土交通省等と共催し、事故防止優良現場代理人表彰等を行いました。

これらの現場代理人が配置技術者として総合評価落札方式に入札参加した場合、配置する技術者評価項目で加点評価しました。

表1-6 表彰の実施状況

| 実施年度 | 建設工事事故防止優良者表彰 | | 優良専門工事業者表彰 | | 東北地方工事安全施工推進大会 | |
|------|---------------|------------|------------|-------------|----------------|------------|
| | 表彰者数(名) | 開催日 | 表彰者数(名) | 開催日 | 表彰者数(名) | 開催日 |
| H29 | 75 | 平成29年7月7日 | | | 3 | 平成29年10月4日 |
| H30 | 124 | 平成30年7月19日 | 58 | 平成30年10月23日 | 5 | 平成30年10月3日 |
| R1 | 134 | 令和元年7月17日 | 44 | 令和元年10月9日 | 5 | 令和元年10月2日 |
| R2 | 129 | 令和2年7月16日 | 41 | 令和2年11月11日 | 6 | 令和2年9月30日 |
| R3 | 148 | 令和3年7月16日 | 58 | 令和3年11月15日 | 6 | 令和3年10月5日 |
| 計 | 610 | | 201 | | 25 | |

④安全管理措置の不徹底に対する罰則

「宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年4月8日施行）」に基づき、施工業者による安全管理措置の不適切によって労働災害、公衆物損事故が発生した場合には、情状に応じて罰則を科しました。

表1-7 罰則の実施状況

| 実施年度 | 指名停止 | | 指名停止に至らない措置 (不誠実な行為) | |
|------|-------------|--------------|-------------------------|--------------|
| | 安全管理の不適切 | | 対象事故 (件) | 対象事業者 (社) |
| | 対象事故 (件) | 対象事業者 (社) | | |
| H29 | 2 | 2 | 21 | 20 |
| H30 | — | — | 16 | 16 |
| R 1 | — | — | 13 | 12 |
| R 2 | 2 | 2 | 5 | 5 |
| R 3※ | 1 | 1 | 5 | 3 |
| 計 | 5 | 5 | 60 | 56 |

※R 4. 2月末時点の数値

2 労働災害を防止する取組

(1) 労働災害の予防

① リスクアセスメントの実施に向けた取組

リスクアセスメントの実施は、現場に潜在し労働災害の発生をもたらす「危険性・有害性」を作業前に把握し、その把握した危険性・有害性に対して適切な低減措置を行うことにより、災害防止が図られ、安全衛生管理水準の向上が期待できることから、安全講習会等を活用し、受注者の導入促進に努めました。

また、平成 25 年 4 月から「県工事成績調書におけるリスクアセスメントの加点措置要領」を施行し、リスクアセスメントを実施した場合、工事成績調書の創意工夫の項目で最大 2 点を加点評価することとし、受注者に対してリスクアセスメントの導入を促進しています。

② 快適な職場環境づくりの実施に向けた取組

快適な職場環境づくりの実施に向けた指針として示されている、「快適職場指針」（厚生労働省）について、安全講習会等を活用し、実施に向けた取組の促進を図るとともに、工事現場における安全点検の際に、取組状況を確認し、適切な実施に向けた指導及び支援に努めました。

また、令和 2 年度から工事情報共有システム（ASP）の使用を義務化とし、受発注者双方の業務効率化に努めています。

③ 最盛期を迎えた災害復旧・復興工事に向けた取組

各地区労働災害防止連絡会議の実施等を通じ、震災後に増加している、高所からの墜落・転落、重機と作業員との接触に対する安全対策の実施の徹底を図るとともに、新規入職者に対する安全衛生教育についても確実に行われるよう指導に努めました。

また、平成 24 年 12 月に宮城労働局・労働基準監督署、関係団体、発注機関等が協働して設置した「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会」と連携し、「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」の展開を図り、安全衛生活動への取組を実施し、平成 31 年度以降は、同協議会と宮城県・宮城労働局労働災害防止連絡会議を一本化した「建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議」を発足し、情報共有や合同安全パトロールなど安全衛生活動への取組を実施しました。

④安全作業を可能とする新技術・新工法の積極的な活用

調査・測量から設計・施工・維持管理までのあらゆるプロセスでICT等を活用して建設生産システム全体の生産性向上を目的に取り組む「i-Construction」について、国土交通省及び建設関係団体等と積極的に連携を図るとともに、令和元年度から、総合評価落札方式においてICT活用提案を加点項目の一つに加えることで、ICT活用の普及促進に努めています。

(2) 労働災害の再発防止

①事故調査

各部署の安全対策委員会等を活用し、事故の内容に応じて事故調査を実施し、その結果を安全講習会等で事故事例として示すなど、建設工事における類似事故の再発防止に向けた取り組みを実施しました。

また、休業4日以上、全治30日以上の事故が発生した場合は、事故報告書の提出を徹底し、労働基準監督署及び警察による意見を踏まえた是正措置及び再発防止対策の実施に努めました。

②建設工事事務データベース等の活用

国土交通省で設置した建設工事事務対策検討委員会で活用している建設工事事務防止データベース(SAS)に事故情報を入力し、事故データの分析結果を県の事故防止対策の活用に努めました。

(3) 工事発注者としての取組

①安全を考慮した適正な経費の負担

工事の発注に当たっては施工条件を十分に調査し、事故防止対策に必要な適正な経費を計上するとともに、必要な事項を特記仕様書等に明示するよう努めました。

また、令和2年度から熱中症補正経費を新たに加え、熱中症対策の普及促進に努めております。

②適切な工期の設定及び工事発注の平準化

施工業者が安全に配慮した余裕のある施工管理を行えるように、労働時間の短縮、施工環境、施工条件等に配慮した適正な工期の設定を行うため、令和3年度から工期設定支援システムを活用したモデル工事を実施するなど適正な工期設定ができるよう努めています。

③施工条件や工事内容の変更への対応

当初の施工計画に対し施工方法等に変更が生じた場合は、変更施工計画書の事前提出について徹底を図りました。また、施工条件等が変化し、やむを得ず工事内容の変更を行う場合には安全管理対策の妥当性を見直し、必要に応じて対策の変更を行うとともに、それに伴う適正な経費の計上及び工期の変更に努めました。

④安全管理の設計審査

各部局の安全対策委員会等を活用し、工事発注時、現場条件の変更時等の各段階において、安全に配慮した設計内容の審査を行い、建設工事における事故の予防に努めました。

⑤建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上に資する取組を、平成28年3月に策定した「新・みやぎ建設産業振興プラン」及び令和3年度からは上記プランを令和3年3月に改定した「第3期みやぎ建設産業振興プラン」と連携し以下の取組を実施しました。

- 建設キャリアアップシステム活用工事の実施
- 建設キャリアアップシステム登録実績を総合評価落札方式の加点項目に追加
- 週休2日モデル工事の実施
- 週休2日実施証明書の交付 など

3 安全管理体制を充実させる取り組み

(1) 安全管理体制の充実

①安全管理監督職員の配置

県工事の工事発注担当各課・各公所に毎年約 200 人の安全管理監督職員を配置し、各課・各公所の安全点検や安全講習会の実施及び関係機関との連絡体制の確立に努めました。

②事業計画の評価・改善

年度毎に県工事事務防止対策事業計画を策定し、推進計画に掲げた具体的対策事項の計画的、効果的かつ適正な執行に努めました。

③専門家や関係機関との連携

平成 29 年までは宮城県・宮城労働局労働災害防止連絡会議(昭和 53 年 11 月 27 日施行)において労働災害防止活動に関する連絡協議を行うとともに、宮城労働局、各地区労働基準監督署、建設業労働災害防止協会及び安全衛生コンサルタント等、外部専門家や外部機関との連携を図り、合同パトロール・安全管理講習会等を実施しました。

平成 31 年以降は、「宮城県・宮城労働局労働災害防止連絡会議」と、震災後に発足した「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会」を一つにまとめた、「建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議」が新たに立ち上がり、これまでと同様に関係機関と連携を図るとともに、合同パトロール・安全管理講習会等を実施しました。

表 1-8 会議の開催状況

| 実施年度 | 宮城県・宮城労働局 労働災害防止連絡会議 | 建設工事関係者 ゼロ災推進連絡会議 |
|------|-------------------------|------------------------|
| H29 | 平成29年7月10日 | |
| H30 | 右に統合 | 平成30年10月23日 |
| R 1 | 〃 | 令和元年7月26日 |
| R 2 | 〃 | 書面開催 |
| R 3 | 〃 | 令和3年6月24日 令和4年2月22日 |

第4節 労働災害防止等に向けた国等の動き

1 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」の施行

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(平成28年法律第111号)が平成28年12月6日に公布され、平成29年3月16日に施行されました。

同法は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めるものです。

なお、同法第8条に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画が同年6月9日に策定されました。

計画の概要は以下のとおりです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画

はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

- (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
 - ・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。
- (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定
 - ・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
 - ・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
 - (1) 建設業者間の連携の促進

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

- ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
 - ・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。
- (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底
 - ・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。
 4. 建設工事の現場の安全性の点検等
 - (1) 建設業者等による自主的な取組の促進
 - (2) 工法や資機材等の開発普及の促進
 - ・i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。
 5. 安全及び健康に関する意識の啓発
 - (1) 安全衛生教育の促進
 - (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

- (1) 社会保険等の加入の徹底
 - ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。
- (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進
- (3) 「働き方改革」の推進
 - ・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等
 - ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
 - ・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。
- (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化
3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組
4. 基本計画の推進体制
 - (1) 関係者における連携、協力体制の強化
 - (2) 調査・研究の充実
5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し
 - ・策定後2～3年で調査等を行った上で、基本計画に検討を加え、必要があると思われるときには、速やかにこれを変更する。

<出所> 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の概要」(国土交通省)より

2 「第13次労働災害防止計画」(厚生労働省)

厚生労働省は、産業構造の変化等、労働者を取り巻く社会経済の変化に対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成30年4月～令和5年3月までの5年間の計画期間とする「第13次労働災害防止計画」を平成30年2月に策定し、3月19日に公示しました。

当該計画では、以下のとおり「一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会」を目指しています。

- 働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要であること。
- 一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とした働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違いにかかわらず、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならないこと。
- 就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならないこと。

計画の目標は、以下のとおりです。

<計画の目標>

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、1人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害については、平成29年と比較して、令和4年までに労働災害による死亡者の数を15%以上減少させること
- ② 平成29年と比較して、令和4年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を5%以上減少させること

また、当該計画では、建設業において、次に示す対策を実施することとしています。

<建設業における実施対策>

(目標)

平成 29 年と比較して、令和 4 年までに、労働災害による死亡者の数を 15%以上減少させる。

(講ずべき施策)

建設業では「墜落・転落災害」、製造業では「はさまれ・巻き込まれ災害」、林業では「激突され」に着目した対策を講じる。

① 建設業における墜落・転落災害等の防止

- ・墜落防止用保護具について、原則としてフルハーネス型とし、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底
- ・解体工事における安全対策について検討
- ・自然災害に被災した地域の復旧・復興工事において労働災害防止対策の徹底
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づく取組施策の着実かつ計画的な実施

② 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- ・危険性の高い機械等について、製造時のリスクアセスメントに確実に実施するための方策の検討。残留リスク等の情報を使用者に確実に提供するための方策を検討
- ・信頼性の高い自動制御装置によって機械等を監視・制御する場合などに、柵などの危険防止措置、点検・監視や有資格者の配置などの特例を検討

③ 林業における伐木等作業の安全対策

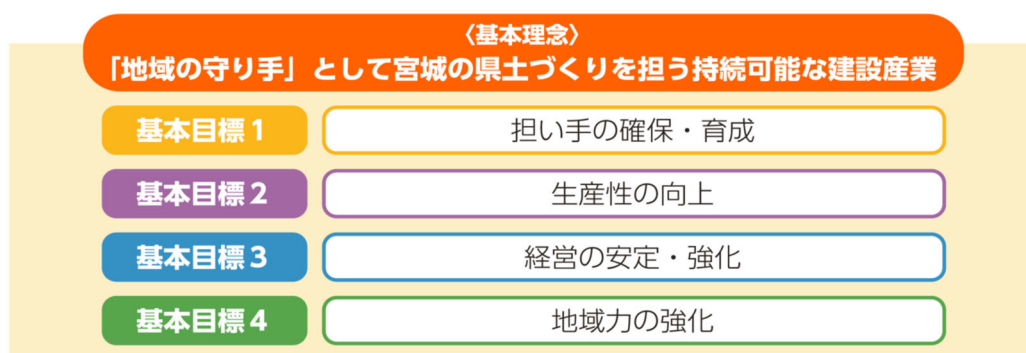
- ・「伐木作業における安全対策のあり方に関する検討会」の議論の結果を踏まえ、安全対策の充実強化を図るとともに、その周知徹底について林野庁や関係団体等と連携
- ・林野庁と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害の防止対策について指導の充実

※第 13 次労働災害防止計画より抜粋のため、詳細は計画を参照願います。

3 「第3期みやぎ建設産業振興プラン」(宮城県)

県では、震災復興後の建設投資額の大幅な縮小、就業者の高齢化と担い手不足の進行及び本格的な維持管理時代の到来並びに今後の大規模災害の備えといった、本県の建設産業が置かれる将来を見据え、「地域の手」として宮城の県土づくりを担う持続可能な建設産業」を基本理念とし、産学官による新たな建設産業振興策として、令和3年3月に「第3期みやぎ建設産業振興プラン」を策定しました。

概要は以下のとおりです。



※計画期間：令和3年度（2021年）から令和6年度（2024年）までの4年間

また、当プランにおいては、基本目標の達成に向けた施策のうち、労働災害防止に資する施策として、以下に示す施策が掲げられております。

○働き方改革の推進（処遇改善）

（適切な賃金水準の確保，建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進，社会資本未加入対策の更なる強化，計画的な休暇取得の推進など）

○現場の省力化・効率化

（新技術・新工法の活用促進，施工時期の平準化，適正工期の設定 など）

○将来を見渡せる環境整備

（適正な利潤を確保可能とする予定価格の適正な設定等 など）

○建設産業の健全化

（法令遵守と不良不適格業者の排除の徹底，適正な元請・下請関係の促進 など）

第2章 課題

第1節 建設業の現状から見た課題

建設業を取り巻く事業環境は、東日本大震災から11年が経過し、復興需要の収束に伴う建設投資額の大幅な減少や就業者の高齢化、生産年齢人口の減少に伴う担い手の確保など様々な課題があります。

このような状況を踏まえ、建設業が魅力的な産業となるように処遇の改善や労働環境の改善、イノベーションを通じた建設現場の生産性向上などを図りつつ、安全衛生管理体制を確立し、生産年齢人口の減少が進む中での担い手確保・育成を進めていくことが重要です。

1 働き方改革の推進

建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にあり、他産業では一般的となっている週休2日の確保が十分でなく、総労働時間が長くなっています。

また、建設業就業者の高齢化の進行に加え、生産年齢人口が減少していくことで、将来的に担い手が十分に確保できなくなる懸念があります。

このことから、作業時間の短縮や休日の確保、雇用形態の安定化及び処遇改善などの労働環境の改善が必要です。さらにICTを活用し現場の生産性を向上させるi-Constructionを推進し、今後限られた人材の中で生産性の向上を図っていく必要があります。

2 中小規模建設業者の安全衛生管理体制等の確立

県内における労働災害の被災者は、中小企業である下請業者が非常に多い状況にあります。元請業者だけでなく1次や2次下請業者も含めたすべての関係請負人がそれぞれの立場に応じた労働災害防止対策を実施する必要があり、それぞれが行うべき対策を常に明確化させておくことが重要です。

また、不当に安い価格で契約することにより、安全管理のための費用が削減される危険性があるため、法定福利費や安全衛生にかかる経費の条件明示など適切な条件での契約となるよう契約内容の明確化といった対策が必要です。

第2節 県発注工事における労働災害の現状 から見た課題

県発注工事における第5次計画期間の労働災害による死傷者は121人でした。計画1年目（平成29年）の死傷者数は34人でしたが、以降、年々減少しており、令和2年は14人、令和3年は17人と震災前の水準まで戻っています。

今回の第6次推進計画策定にあたっては、第5次計画期間に発生した労働災害の発生傾向と、第4次計画期間と比較し発生傾向の変化を分析し、適切な対策を講じていく必要があります。

1 墜落、転落の防止 関係頁 12

労働災害の発生傾向を型別にみると、「墜落、転落」が最も多く、全体の約3割を占めます。

また、第5次計画期間における「墜落、転落」の発生割合は、第4次計画から11%増加しています。

主な発生原因は、足場や高所などから「滑り」や「踏み外し」により墜落、転落する事故が多く、現場環境の改善を図るなどの対策が必要です。

2 挟まれ、巻き込まれの防止 関係頁 12

労働災害の発生傾向を型別にみると、「挟まれ、巻き込まれ」が2番目に多く、全体の約2割を占めています。

また、第5次計画期間における「挟まれ、巻き込まれ」の発生割合は、第4次計画期間から7%減少しているものの、依然として発生件数が多い状況です。

主な発生原因は、建設機械やクレーン等による吊り作業中（玉掛け作業中）の事故であるため、正しい手順で作業を行うよう徹底することが必要です。

3 転倒の防止 関係頁 12

労働災害の発生傾向を型別にみると、「転倒」は、「墜落、転落」、「挟まれ、巻き込まれ」に次いで3番目に多く、全体の約2割を占めています。

また、第5次計画期間における「転倒」の発生割合は、第4次計画から変わらず全体の約2割を占めています。

主な発生原因は、「つまづき」や「滑り」により転倒する事故が多く、現場環境の改善を図るなどの対策が必要です。

4 建設機械等作業時の事故防止 関係頁 13

労働災害の発生傾向を起因物別にみると、第5次計画期間は「建設機械等（動力機械及び物上げ装置・運搬機械等をまとめて考慮）による事故が、全体の約3割を占めています。

移動式クレーンやバックホウなどによる吊り作業中の事故が多く、対策が必要です。

5 適切な施工体制等の確立 関係頁 16

労働災害の発生傾向を受注形態別にみると、第5次計画期間では、1次下請による事故が最も多く、次いで元請、2次下請の順に多く発生しています。

受注形態別の事故発生割合を第4次計画と比較すると、1次下請と2次下請による事故の発生割合が変わらず多く、全体の6割を占めています。

このような状況を踏まえ、現場安全点検とともに、労働災害を未然に防止するために施工体制等の点検を強化する必要があります。

また、安全な施工体制等には、元請業者と下請業者との適正な契約締結が重要であり、元請及び下請業者のみならず、発注者の確認も含めて体制を確立していく必要があります。

6 ヒューマンエラーの防止 関係頁 14, 15, 18, 19

第5次計画期間の労働災害では、以下のような傾向がみられます。

- ・50歳以上の高年齢労働者による事故が多い。（加齢による身体能力の低下、危険の軽視等が起因していると考えられます。）
- ・経験年数10年未満の未熟練労働者による事故が多い。（無知、不慣れ、不注意等が起因していると考えられます。）
- ・作業開始後1～2時間後に事故が多い。（不慣れ及び不注意が起因しており、作業手順書の周知徹底が図られていないことが原因として考えられます。）

このようなヒューマンエラーを防止するには「作業者に配慮した現場作業環境の整備」「安全教育・安全点検の徹底」等のハード・ソフトの両面からの対応が必要です。

7 建設工事従事者の処遇改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくことが重要であり、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められ、適正な賃金水準の確保や休日の確保等による建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られることが強く求められています。

このことから、週休2日工事や建設キャリアアップシステムの活用を促進させるとともに、ウィークリースタンスの徹底を図るなど、建設工事従事者の処遇改善に向けた各種取組を加速させることが重要です。

8 公衆災害の防止 関係頁 20

物損公衆災害については、件数順に電柱・電線、埋設管、自動車・バイクの順に多く発生し、この3つで全体の約8割を占めています。

電柱・電線及び埋設管は、住民の日常生活に必要なライフラインの一部であり、軽微な事故でも生活に影響を与えかねません。

また、自動車・バイクは、工事作業が起因して第3者の自動車やバイクに被害を与える事故で、主に飛び石や作業車による接触事故が多く発生しており、一歩間違えると大変な事故に繋がります。

これらの事故を未然に防止するため、現場での安全管理指導や安全点検の実施、さらに埋設管の所有者が確認できてからの施工を徹底させるなどの取組が必要です。

第3節 第5次県工事事務事故防止対策推進計画 の実施状況から見た課題

第5次計画において、「県工事における死亡災害を撲滅させる」、「県工事における労働災害を第4次計画期間中の労働災害から半減させる」といった目標を掲げていましたが、残念ながら目標を達成することはできませんでした。

目標1 死亡事故を撲滅させる

⇒ 未達成（死亡者4人）

目標2 第4次計画期間中の労働災害（152人）から半減（76人）させる

⇒ 未達成（121人）

目標は達成できなかったものの、第5次計画期間中の労働災害死傷者数は、第4次計画期間から31人減少しており、第5次計画で掲げた各種取組による成果と考えられます。

第5次計画の実施状況を踏まえ、事故防止に実効性のある工事発注者自らの現場安全点検や安全意識向上に効果的な安全管理講習会など各種取組を引き続き実施していくとともに、現在の建設業を取り巻く環境に対応する取組（建設工事従事者の処遇改善や地位向上、働き方改革など）を加速させていく必要があります。

第4節 労働災害防止等に向けた国等の動き を踏まえた対応

1 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」 における県の責務

平成29年3月16日に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」において、建設工事従業者の安全及び健康の確保に向け、県及び建設業者等の責務が明確にされたことから、第6次推進計画においては、同法に定める基本理念及び基本的施策を踏まえた取組とする必要があります。

同法に定める基本理念、基本施策は以下のとおりです。

<基本理念>

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従業者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講じられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<基本施策>

- 建設の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- 責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進）
- 建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等）
- 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進
- 建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

2 「第13次労働災害防止計画」（厚生労働省）の反映

平成30年2月に策定された「第13次労働災害防止計画」は、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画（平成30年4月～令和5年3月までの5年間）であることから、第6次推進計画においても、その内容を取り込み、国と一体となって対策を講じていく必要があります。

そのため、「第13次労働災害防止計画」で示されている労働災害の死亡者数等の目標値や、建設業における実施対策として示されている「墜落・転落災害防止対策」、「地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事において労働災害防止対策」などを反映した取組内容とする必要があります。

3 「第3期みやぎ建設産業振興プラン」（宮城県）との連携

建設産業振興策の中期計画（令和3年4月～令和6年3月までの4年間）として令和3年3月に策定された「第3期みやぎ建設産業振興プラン」においては、4つの基本目標「担い手の確保・育成」、「生産性の向上」、「経営の安定化・強化」、「地域力の強化」を基に、11の施策と24の取組を実施しており、労働災害防止に資する施策として「働き方改革の推進」、「現場の省力化・効率化」、「建設産業の健全化」などの施策が展開されています。

そのため、第6次推進計画においては、「第3期みやぎ建設産業振興プラン」と連携し、それぞれ補完しあう取組内容とする必要があります。

第5節 分析と課題解決に向けた方向性

1 50～60代の事故について

建設業就業者の年齢割合は、55歳以上の高年齢労働者が約4割を占めており、今後も高齢化が進行していくことが懸念されています（5頁図1-5）。高年齢労働者の割合に比例するように、県発注工事において、60歳以上による事故が多くを占めています。（14頁図1-18）

第5次計画期間において、年齢別で事故発生件数が多い上位3つ（60代、50代、20代）の傾向をみると、60代は、「墜落、転落」が多く、50代及び20代は、「挟まれ、巻き込まれ」が多くなっています。（図2-1）

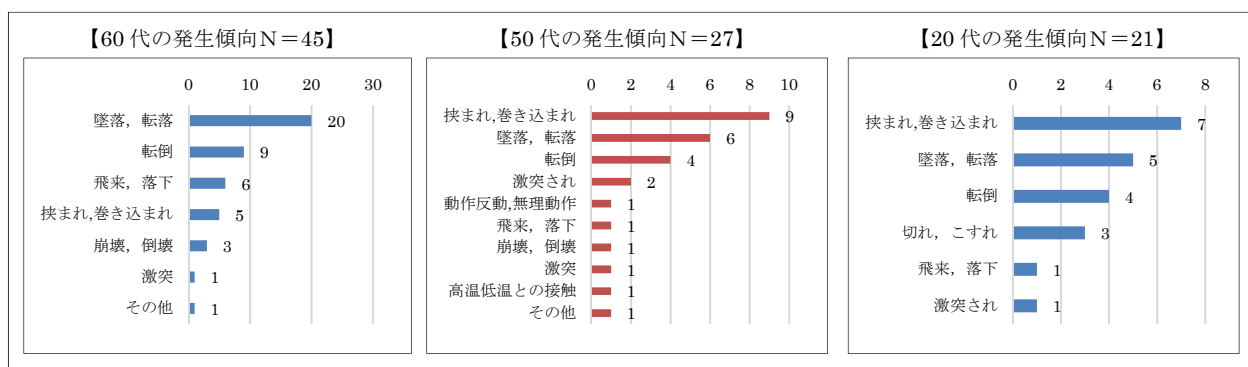


図2-1 第5次計画期間中の年齢別にみる労働災害（型別分類）

50～60代について、事故発生原因をみると、「バランスを崩して」が19件、「すべり」が12件で全体の約4割を占めており、これらのほとんどが「墜落、転落」や「転倒」事故に繋がっています。（図2-2）

「バランスを崩して」や「すべり」といった身体機能に関する原因は、加齢に伴う身体機能の低下により、発生しているものと考えられます。

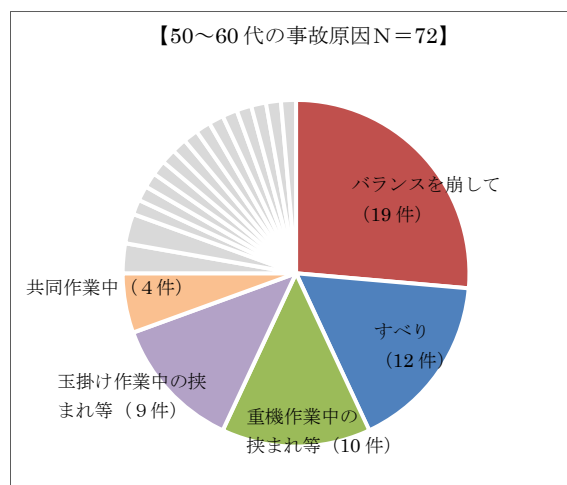


図2-2 50～60代の事故発生原因

また、厚生労働省では、「高年齢労働者は、豊富な知識と経験を持っている一方で、加齢に伴い、身体機能の低下が現れ、労働災害発生の主な要因の一つになっている」と分析しており、高齢化が進む本県においても、高年齢労働者への対策は重要な課題となっています。

2 下請の事故について

第5次計画期間の労働災害を受注形態別にみると、1次下請による事故がもっとも多く発生しています。第4次計画期間と比べ、元請の割合が増加し、下請全体の割合が減少していますが、依然として下請全体の割合は、74%と多く占めている状況にあります。

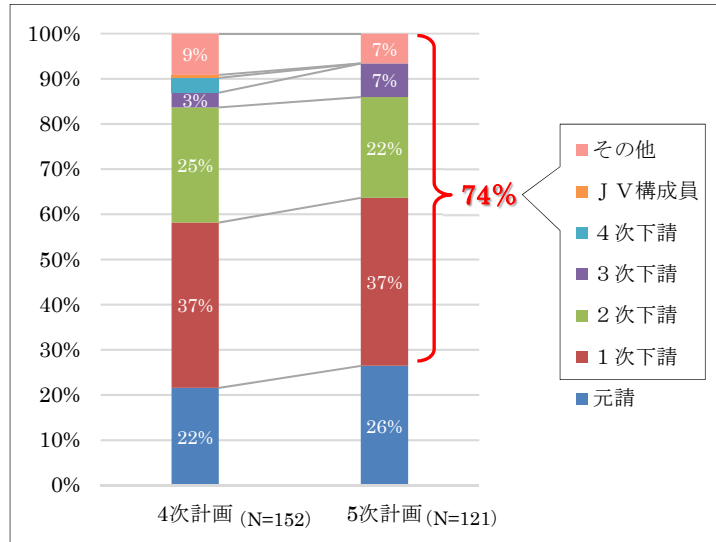


図2-3 第4次計画と第5次計画の事故発生割合（受注形態別）

下請について、事故発生原因をみると、「重機作業中の挟まれ等」が16件、玉掛け作業中の挟まれ等が11件となっており、これらの重機操作に関する原因を合計すると27件で、全体の約3割を占めています。

下請業者は、専門性などが求められる側面があるため、重機などを扱う場面が多く見られる傾向にあると考えられます。このため、重機操作に関する事故が多く発生しているものと考えられます。

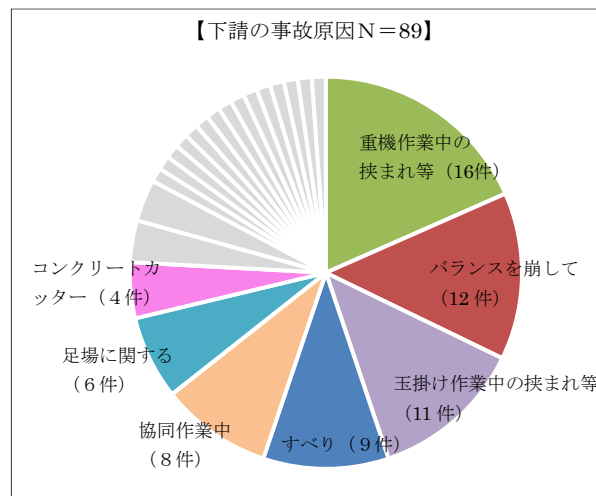


図2-4 下請の事故発生原因

また、「中央建設業審議会」（国土交通省）において、「重層下請構造について、工事内容の高度化等による専門化・分業化、必要な機器や工法の多様化への対応等のため、ある程度は必然的・合理的な側面があるとされる一方、重層的な施工体制では、施工に関する役割や責任の所在が不明確になること、品質や安全性の低下等、様々な影響や弊害がある」と報告されており、下請の安全衛生管理体制の徹底を図っていく必要があります。

3 課題解決に向けた方向性について

少子高齢化の深刻化が懸念される建設業において、今後も高年齢労働者による事故が多くを占めることが予想されます。特に、加齢に伴う身体機能の低下による「つまづき」や「すべり」が原因で、「墜落、転落」及び「転倒」事故が多く発生するため、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりといった取組を推進していくことが重要です。

今後、復興需要の収束に伴い建設投資額の減少することで、工事受注競争が激化し、不当に安い価格での下請契約の増加が懸念されます。不当な金額での契約により安全管理に要する費用や社会保険料などが削減され、結果的に事故の発生を招く原因となりかねません。

このことから、発注者として適正な予定価格を算出すること、余裕の持った工期の設定を徹底していくことや、元下契約において適正な契約となるよう確認・指導を徹底していくことなど、建設業就業者の処遇改善に向けた取組を加速させていく必要があります。

これまでに述べた建設業の現状から見た課題や県発注工事における労働災害の現状から見た課題、第5次計画の実施状況などを踏まえ、第5次計画で取り組んできた8つの施策24の取組を引き続き実施していくとともに、それぞれの課題に対応するため、各種取組の拡充を図り、さらなる事故防止体制の確立を加速させていくこととします。

加えて、これらの取組を推進していくためには、平成29年6月に国土交通省が策定した「建設工事従事者の安全及び健康の推進に関する基本的な計画」と、平成30年2月に厚生労働省が策定した「第13次労働災害防止計画」、さらには、県が令和3年3月に策定した「第3期みやぎ建設産業振興プラン」と連携し、事故防止に向けた取組を実施します。

第3章

県工事事務防止対策推進計画

第1節 目的

県工事事務防止対策推進計画は、県(発注者)、事業者(施工業者)、労働者等の県工事事務関係者が建設工事事務において、安全が最も尊重されなければならないことであるということ再認識し、労働安全衛生に関する諸法令を遵守することを前提として、県工事事務における安全管理についての基本方針、目標、県として取り組む工事事務防止対策の実施内容を明らかにするために策定した計画です。

この計画を的確かつ円滑に実施するため、県内の労働災害の実態や国の施策の動向等について常に把握に努めながら、随時この計画に対する評価を行い、必要に応じて見直します。

第2節 基本方針

『危険ゼロ』の実現を目指す

第3節 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5カ年計画とします

年度毎に実施計画を策定し、効率的、効果的に計画を推進します

第4節 重点施策

「法令等の遵守」、 「研修機会の拡充」、 「労働災害の予防」、 「発注者としての取組」 を重点施策として計画を推進します

第5節 目標

- ・死亡災害ゼロ
- ・第3次計画期間(震災前)の労働災害死傷者数の実績(74人)より減少させる

※参考までにこれまでの労働災害件数の推移を次ページに示す。

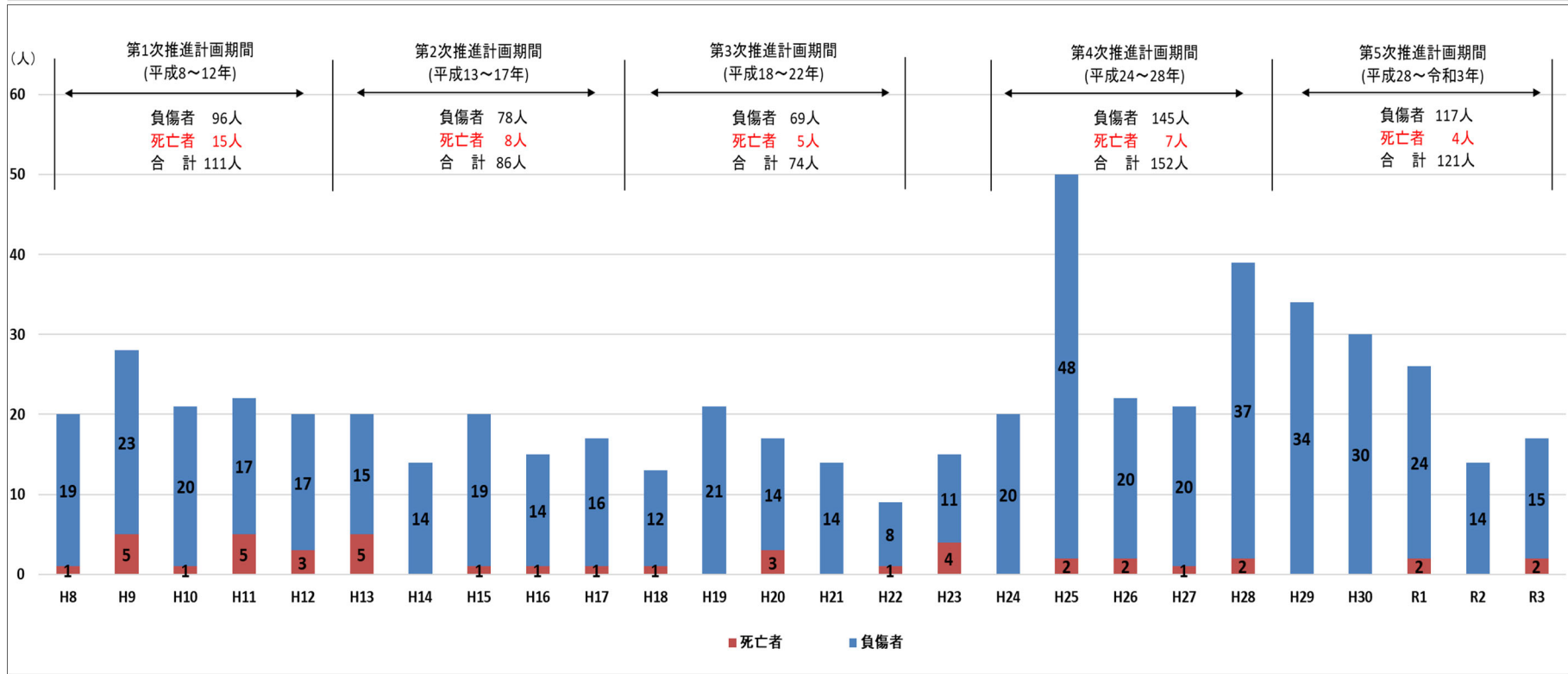


図3-1 これまでの労働災害死傷者数の推移〔暦年〕

第6節 事業計画

1 安全文化の創造

(1) 法令等の遵守（重点）

建設工事を行うに当たり、労働安全衛生法等の法令を遵守することは当然の責務であります。残念ながら労働災害が発生した工事現場の多くには法令違反が認められています。そのため、発注者である県として、工事関係者には関係法令の遵守を徹底する方策を実施し、建設工事における安全最優先の理念の浸透を図ります。

また、建設工事による電柱・電線、埋設管及び自動車・バイクの損傷事故などの公衆災害が多く発生しております。公衆災害は、工事の進捗のみならず、住民の日常生活に支障を来すことから、労働災害への対応と合わせて公衆災害の防止に向けた安全管理指導などについても徹底します。

①工事現場安全点検等の実施（継続）

安全管理監督職員による安全点検、各地区労働災害防止連絡会議による合同安全点検及び外部専門家等による安全点検を実施します。特に危険性又は有害性が高い箇所について、チェックリスト等を活用し、重点的に点検します。

また、公衆災害（埋設管や電柱・電線など）について、依然として多く発生していることから、安全点検時において発生を防ぐよう指導や注意喚起を図ります。

②安全衛生管理計画等の指導徹底（継続）

安全衛生管理計画や下請負業者を含めた安全衛生管理体制等、安全衛生管理に関する施工業者の対策事項、緊急時の連絡体制、安全点検、安全教育、作業手順書の作成と周知、避難訓練等の実施状況等について、施工計画書(特に変更時)や施工体系図等の工事関係書類及び施工体制の点検等により内容を確認のうえ、安全衛生管理の履行について指導徹底を図ります。

併せて、建設業者間の連携を促進するため、下請負業者への指導、安全衛生教育の確実な実施など、各工事現場での統括安全衛生管理の充実に向け指導徹底を図ります。

③元請負業者と下請負業者との適正な契約締結の徹底（拡充）

建設業法に基づく立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置等に関する法令遵守の徹底を図るとともに、元請負業者と下請負業者との間で対等な関係による適正な契約が締結されるよう、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、双方が遵守すべき事項について指導徹底を図ります。

特に、固定費であるべき法定福利費（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料）が受注競争のため変動費化していることが懸念されているため、法定福利費の条件明示及び不正の疑いあるものについては、必要な措置を実施していきます。

④安全衛生管理の手引きの活用（継続）

発注者向けに、現場安全点検における是正指導事例や、労働災害別の安全衛生管理方法をまとめた「監督員のための安全管理の手引き」について、ホームページ等に掲載するとともに、安全講習会等で積極的に活用し、元請負業者及び下請負業者等（一人親方等の個人事業者含む）の工事関係者の安全衛生管理技術の向上を支援します。

(2) 研修機会の拡充（重点）

労働災害防止の実効を向上させるうえで、安全衛生教育は極めて重要な手段です。そのため、安全管理監督に携わる職員等の安全管理研修及び工事関係者に対する安全衛生教育の支援を実施し、工事関係者の労働安全衛生の管理技術の向上を図ります。

①安全講習会等の実施（拡充）

各地区労働災害防止連絡会議、各発注機関において、元請負業者及び下請負業者等（一人親方等の個人事業者含む）の工事関係者に対して、第5次計画期間に多かった「墜落、転落」、「挟まれ、巻き込まれ」、「転倒」に関する対策の必要性や注意喚起を中心とした安全講習会等を実施し、安全衛生管理技術の向上を支援します。

また、宮城県建設工事事務事故防止対策推進大会を開催し、安全意識の高揚を図ります。

②安全管理研修の実施（拡充）

安全管理監督職員、工事監督職員及びその他の技術職員に対して、第5次計画期間に多かった「墜落、転落」、「挟まれ、巻き込まれ」、「転倒」に関する対策の必要性や注意喚起を中心とした安全管理研修等を実施し、発注者としてのスキルアップを図ります。

③労働安全衛生マネジメントシステムの普及（継続）

職場における労働安全衛生水準の一層の向上を図るため、事業場において「計画－実施－評価－改善」という一連の過程を明確にし、連続かつ継続的な安全衛生活動を自主的に行う安全衛生管理の仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム」の普及・定着を図ります。

④継続教育（CPD）の普及（継続）

各地区労働災害防止連絡会議で開催する請負業者向け安全講習会を継続教育（CPD）対象と位置づけて、受講者が配置技術者となった場合の労働安全衛生の意識向上を図ります。

(3) 安全情報の一般公開

建設工事の安全性を一層向上させるためには、労働災害の発生状況を含め事故防止に関する取組を公開し、社会全体で建設工事の安全に対する関心を高める必要があります。そのため、安全情報の一般公開を推進して県工事事務事故防止対策に対する県民の理解及び信頼を得るとともに、県民の労働安全衛生の意識を高める機会の拡充を図ります。

①工事現場のオープン化（継続）

工事現場の安全管理の徹底を図り、県民が現場見学できる機会を増やし、情報公開及びイメージアップを促進します。

注目度の高い工事現場では、各団体、学校等からの現場見学希望について積極的に対応するとともに、広報活動(工事説明の看板設置等)を推進し、県民が見学できる公開型工事現場の実現を目指します。

②安全情報公開の促進（継続）

ホームページ等の情報提供手段を利用し、県工事における労働災害発生状況など建設工事に関する安全情報を広く一般に公開します。

また、未就業者に対する学校や企業における安全教育の実施、建設工事現場の見学、イベント等の取組を支援します。

(4) 優れた施工業者の選定

建設工事の安全は様々な工事関係者の不断の努力によって実現され、施工業者が自主的に安全対策に取り組むことが重要です。

このため、安全管理に対する取り組みが優良であった工事関係者を表彰し工事受注機会を優遇する一方、安全管理が不適切と認められる施工業者に対しては、工事受注機会を制限する措置を行うことにより、建設業界全体における安全意識の向上を図ります。

①入札制度における安全管理の評価（継続）

総合評価落札方式において、価格以外の技術的な要素の評価項目に現場条件を踏まえた安全管理を設定し評価します。

②工事成績への適正な加点（継続）

安全活動の創意工夫等については、工事成績評価において加点するとともに、安全管理措置が不適切な場合は内容に応じて減点することを徹底します。

③工事関係者の表彰（継続）

安全管理に対する取組が特に優良な工事関係者を表彰するとともに、その工事関係者が総合評価落札方式に入札参加した場合、技術力を加点して工事受注機会を優遇します。

④安全管理措置の不徹底に対する罰則（継続）

安全管理措置が不適切な場合は、その内容に応じて指名停止、文書注意等の措置を行います。

2 労働災害の防止

(1) 労働災害の予防（重点）

建設工事における労働災害を予防するため、ハード・ソフトの両面から具体的な労働災害防止対策を講じます。

特に発生件数の多い「墜落, 転落」, 「挟まれ, 巻き込まれ」及び「転倒」について、予防に向けた取組を重点的に展開します。

①リスクアセスメントの実施に向けた取組（継続）

平成18年4月に改正された「労働安全衛生法第28条の2及び同第2項」に基づいて厚生労働省より通達された「危険性又は有害性の調査等に関する指針」に従い、リスクアセスメント実施に向けた取組を推進します。

このリスクアセスメント導入によって、現場に潜在し労働災害の発生をもたらす「危険性・有害性」を作業前に把握し、その把握した危険性・有害性に対して適切な低減措置を行うことにより、災害防止が図られ、安全衛生管理水準の向上が期待できます。

②快適な職場環境づくりに向けた取組（拡充）

仕事による疲労やストレスを感じる事のない働きやすい快適な職場環境づくりは、労働災害の防止、職場のモラル向上、健康障害の防止が期待でき、事業活動の活性化に対しても良い影響を及ぼすことから、労働安全衛生法第71条の3の規定により厚生労働大臣から公表された「快適職場指針」に基づき、「作業環境の管理」「作業方法の改善」「労働者の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備」「その他の施設・設備の維持管理」の4つの視点から快適な職場環境づくりに向けた取組を推進します。

50代以上の高年齢労働者の労働災害が多いことや、野外での作業が大半であることを踏まえ、高年齢労働者に配慮した作業方法や熱中症対策などの作業環境の改善に向けた取組を推進します。

また、インターネットを介した打合せ（ウェブ会議）、ウェブカメラを活用した遠隔臨場による現場立会、工事情報共有システム（ASP）の活用、など移動時間の削減等による業務の効率化を図ります。

③安全作業を可能とする新技術・新工法の積極的な活用（拡充）

調査・測量から設計・施工・維持管理までのあらゆるプロセスでICT等を活用して建設生産システム全体の生産性向上を目的に取り組む「i-Construction」について、国土交通省及び建設関係団体等と積極的に連携を図り、取組を推進します。

「i-Construction」の一つであるICTの全面的な活用（ICT土工等）について、BIM/CIMによる3次元データの活用やICT建機による施工など受発注者双方の業務効率化・高度化を図ります。

④自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における安全管理の徹底（継続）

東日本大震災以降の事故発生状況を見ると、災害復旧・復興工事の増加により事故も増加しています。このことから、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生し得る地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事において、どんな状況でも安全第一を徹底し、生命の安全が最優先である体制を確立できるよう徹底を図ります。

(2) 労働災害の再発防止

建設工事における労働災害は様々な要因が複雑に絡み合って発生するため、労働災害を減少させるには発生した労働災害事故の背景や原因、労働災害に至らないまでも発生のおそれのあった事例等を調査・分析し、類似災害の再発防止対策や潜在的な危険要因の低減対策を講じます。

①事故調査（継続）

各部局の安全対策委員会等を活用し、事故の内容に応じて事故調査を実施し、建設工事における類似事故の再発防止対策に反映します。

②建設工事事務データベース等の活用（継続）

県発注工事で発生した労働災害の起因別等の統計データや、国土交通省で運用している建設工事事務防止データベース（S A S）を活用し、事故発生原因等の調査・分析を行い、その結果を安全講習会等で周知するなど、労働災害の再発防止に努めます。

(3) 工事発注者としての取組（重点）

建設工事における安全対策を含む施工計画は、施工条件に基づき関係法令や各種技術指針及び要綱等に沿って策定されますが、発注者側の安全への配慮がなければ安全管理計画に影響を及ぼし、工事現場における安全水準の低下を招くことが考えられます。したがって、工事発注者としての安全に対する配慮事項の周知を徹底し、県工事における安全対策について一層の充実を図ります。

①安全を考慮した適正な経費の負担（継続）

工事の発注に当たっては、適正な労務及び資材単価のもと、現場の実態に即した施工条件を踏まえ、施工時の安全衛生を確保するために必要となる適正な経費を計上するとともに、必要な事項を特記仕様書等に条件明示します。

また、これらの経費が下請負業者まで適切に支払われるよう立入検査等を通じ指導徹底を図ります。

②適切な工期の設定及び工事発注の平準化（拡充）

施工業者が安全衛生に配慮した余裕のある施工管理を行えるように、週休2日の実現、労働時間の短縮、工事の規模、難易度や地域の実情、不稼働日等を踏まえた適正な工期の設定を行うとともに、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為やゼロ県債等を有効活用し、発注・施工時期の平準化を図ります。

工期設定支援システムを活用した工期設定や工事の規模、内容等に応じた工事の着手日指定について、共通仕様書による契約後30日以内という規定に、さらに余裕を加えた期間（最大90日以内）を、特記仕様書に現場施工の「着手指定日」として明示し、計画的・効率的な工事施工体制等の確保を図ります。

③施工条件や工事内容の変更への対応（継続）

当初の施工計画に対し施工方法等に変更が生じた場合は、変更施工計画書の事前提出について徹底を図ります。

また、施工条件等の変化や、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合など、やむを得ず工事内容の変更を行う場合には、設計変更ガイドライン及び工事一時中止ガイドラインに基づき、安全衛生対策の見直しを含め、適切に工事内容の変更や工事一時中止の手続きを行い、それに伴って必要となる経費や適切な工期の変更を行います。

④安全管理の設計審査（継続）

各部局の安全対策委員会等を活用し、工事発注時、現場条件の変更時等の各段階において、安全に配慮した設計内容を審査して建設工事における事故を予防します。

⑤建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上（拡充）

建設工事従事者の安全の確保には、労働安全衛生法令等の遵守に加え、受発注者が一体となった労働災害に向けた取組の促進が必要ですが、その前提として、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が非常に重要です。

このことから、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上に資する以下の取組を、令和3年3月に策定した「第3期みやぎ建設産業振興プラン」と連携して展開します。

- 適切な賃金水準の確保
- 建設キャリアアップシステムの活用推進
- 社会保険加入対策の更なる強化
- 技能者の雇用形態の明確化・安定化
- 計画的な休暇取得の推進
- 建設工事従事者の安全及び健康確保

また、現場作業を行う全ての建設工事従事者が安心して作業に従事できるよう、立入検査や研修機会等を通じ、労災保険の加入について周知徹底します。特に労災保険の対象外となる一人親方については、労災保険の特別加入制度への加入を積極的に促進します。

3 安全管理体制の充実

(1) 安全管理体制の充実

本計画を実現するには、この対策を適正に実施し評価、改善を経て、さらに高い水準の事故防止対策を継続的に講ずる仕組みが必要になります。したがって、事故防止対策の一連の執行を監査する体制を整えて実施及び運用についての改善を行い、事故防止対策の継続的な向上を図ります。

①安全管理監督職員の配置（継続）

県工事の工事発注担当各課・各公所に安全管理監督職員を配置し、各課・各公所の安全点検や安全講習会の実施及び関係機関との連絡体制を確立します。

②事業計画の評価・改善（継続）

年度毎の事業計画については、県工事事務事故防止対策委員会等において執行状況を随時評価して必要に応じて見直します。

③専門家や関係機関との連携（継続）

宮城県・宮城労働局労働災害防止連絡会議において労働災害防止活動に関する連絡協議を行うとともに、宮城労働局、各地区労働基準監督署、建設業労働災害防止協会及び安全衛生コンサルタントなど外部専門家や外部機関との連携を図ります。

付録 用語解説

| | |
|-------------|---|
| 県内総生産 | 出荷額，売上額などの財貨・サービスの総額である産出額から，原材料，光熱費などの中間投資額を差し引いたもので，国のGDPに相当し，県内で生産された付加価値の総額をいいます。 |
| 事業費 | 工事費，調査費，事務費を合わせた額をいいます。 |
| 完成工事高 | 決算期内に工事が完成し，その引き渡しが完了したものについての最終請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては，見積計上による請負高）及び未完成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における決算期中出来高相当額をいいます。 |
| 総合工事業 | 32種類に分類した業種のうち，8業種（一般土木建築、土木、造園，水道施設，舗装，しゅんせつ，建築，木造建築の工事業）をいいます。 |
| 職別工事業 | 32種類に分類した業種のうち，16業種（大工、とび・土工・コンクリート，鉄骨，鉄筋，石工，煉瓦，タイル，ブロック，左官，屋根，金属製屋根，板金，塗装，ガラス，建具，防水，内装，はつりの工事業）をいいます。 |
| 設備工事業 | 32種類に分類した業種のうち，8業種（電気，電気通信，管，さく井，熱絶縁，機械器具設備，消防施設，その他の設備の工事業）をいいます。 |
| 年単位の變形労働時間制 | 1年の間で繁忙期と閑散期が現われる場合，業務の閑散に合わせた所定労働時間を設定することができます。例えば，秋季に繁忙期となる場合，春季の所定労働時間を少なく設定し，秋季の所定労働時間を多く設定することで，年全体として業務時間の短縮を行なうことができます。 |
| 平均賃金 | 所定内賃金（基本給、諸手当）と所定外賃金（時間外勤務手当，休日勤務手当等）をあわせたものをいいます。 |
| 企業規模 | 賃金基本統計調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）において，常用労働者1,000人以上を大企業，100～999人を中企業，10～99人を小企業としています。 |
| ヒューマンエラー | 見間違いや操作のミスなどの故意でない人間の動作・行動のミス，エラーのことをいいます。 |

| | |
|-------------------------------|---|
| 各級管理者 | 事業場において、その事業の実施を統括管理する者及び生産・製造部門、安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者 |
| 安全文化 | 「セーフティー・カルチャー(Safety Culture)」の訳語。チェルノブイリ原発事故以降、国際的な場で広く議論されているテーマであり、組織と個人が安全を最優先する気風や気質を育て社会全体での安全意識を高めていくことの重要性の提言を表しています。 |
| 労働災害防止連絡会議 | 各地区の労働基準監督署及び発注機関（県・市町村）で組織して安全講習会や安全点検等を実施しています。 |
| リスクアセスメント | 事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいい、事業者は、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じる必要があります。 |
| 継続教育（CPD） | 「自己の職業人生全体に渡って、専門的・技術的職務を遂行していくために、知識と技能を体系的に維持・向上・拡張し、個人の資質を開発していくこと」と定義されます。 宮城県建設工事総合評価落札方式では、配置技術者は対象団体が実施している継続教育の登録において、各団体の推奨単位に対する単位の取得状況により評価を受けます。 |
| 宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱 | 工事の適正な施工を確保するため、合理的かつ適正な元請・下請関係を確立する必要があります。 宮城県が発注する工事を施工するに当たり、元請負人及び下請負人の遵守すべき必要な事項を定めたものです。 |
| i-Construct ion（アイ-コンストラクション） | 「ICTの全面的な活用（ICT 土工）」、「規格の標準化」、「施工時期の平準化」の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取り組みです。 |

宮城県県工事事務局事故防止対策委員会

(事務局：宮城県土木部事業管理課)

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL : 022(211)3186

FAX : 022(211)3292

E-mail : d-koujik@pref.miyagi.lg.jp

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/>